

令和4年(ワ)第5542号 損害賠償請求事件 (国家賠償請求)

原告 江口 大和

被告 国

## 準備書面 (1)

令和5年4月20日

東京地方裁判所 民事第37部 合議E係 御中

原告訴訟代理人 弁護士

宮 村 啓 太



同 弁護士

趙 誠 峰



同 弁護士

高 野 傑



第1 黙秘権侵害.....6

1 黙秘権行使の意思を明確にしている者に対して取調べを継続する行為は、憲法及び刑訴法が保障する黙秘権を侵害するものであり、本件各取調べは国賠法上違法であること.....6

(1) 違法性の判断基準（甲4・安部意見書35～40頁）.....6

(2) 江口氏が黙秘の意思を明示的に表示し、その意思を川村検察官が確認した時点（具体的には平成30年10月16日15時23分18秒）以降の取調べは黙秘権を侵害するもので違法であること.....6

2 説得を許せば不可分にその範疇を超える発問等が行われ、被疑者が孤立無援の状態  
で供述を強いられることになる実態.....7

(1) 説得を許せば、人格否定・能力否定を執拗に繰り返す発問等が行われること.....8

(2) 説得を許せば、被疑者の人間関係を破壊することを示唆し脅迫する発問等が行われる  
こと.....8

(3) 説得を許せば、被疑者の唯一の拠り所である弁護人の活動に対して罵倒が行われるよ  
うになること.....9

(4) 説得を許せば、被疑事実と全く無関係の中学時代の成績をあげつらい、能力不足を指  
摘する発問等が行われること.....9

(5) 小括.....10

3 取調べ受忍義務を肯定する現在の裁判実務を前提としても、川村検察官による取調  
べは社会通念上相当な捜査権限の行使と評価し得ず、国賠法上違法であること.....11

(1) 違法性の判断基準.....11

(2) 【基準①】江口氏が黙秘権を熟知した弁護士であること等を踏まえれば、10月16  
日の取調べの冒頭時点で、遅くともこの日の取調べが終了した時点で、江口氏が黙秘権行使の  
態度を翻意することが客観的に期待できない状態に至っていたこと.....11

(3) 【基準③】横浜地方検察庁特別刑事部は江口氏を逮捕した時点で起訴することを決めて  
いた.....12

(4) 川村検察官の各発問等から10月17日以降の取調べが違法であったことがより明白  
になり、また各発問等を具体的に検討することで違法性の程度及び江口氏の精神的損害の内容  
が明らかになること.....13

(5) 小括.....	31
<b>第2 弁護人依頼権侵害.....</b>	<b>31</b>
1 弁護人との信頼関係を破壊する言動は、社会通念上相当と認められる限度を逸脱しており、任意捜査として適法に行われたものではなく、国賠法上違法であること .....	31
2 川村検察官の各言動は、弁護人との信頼関係を破壊するものであり、社会通念上相当と認められる限度を超えた違法なものであること.....	31
(1) 10月18日の取調べの際、江口氏に対し弁護人への疑念を植えつけ信頼関係を破壊しようとした発言について.....	32
(2) 10月25日の取調べの際、弁護人に対し依頼を継続することを躊躇させようとした発言について.....	33
(3) 10月26日の取調べの際、防御方針に関して江口氏と弁護人との間に心理的距離を生じさせようとした言動について.....	34
(4) 10月27日の取調べの際、弁護人の活動に不信感を植え付けようとした発言について.....	35
(5) 10月28日の取調べの際、弁護人作成の準抗告申立書の記載内容を繰り返し罵倒した発言について.....	35
3 小括.....	37
<b>第3 人格権侵害.....</b>	<b>38</b>
1 被疑者の人格権を侵害する発問等が行われた取調べは、社会通念上相当と認められる限度を逸脱しており、任意捜査として適法に行われたものではなく、国賠法上違法であること .....	38
2 川村検察官の各言動から、一連の取調べが社会通念上相当と認められる限度を逸脱したものであったことが明らかになり、また各発問等を具体的に検討することで違法性の程度及び江口氏の精神的損害の内容が明らかになること.....	38
(1) 10月18日の取調べの際、江口氏が水を飲むことを制限した言動について.....	38
(2) 10月18日の取調べの際、反対尋問権の行使を抑制した言動について.....	39
(3) 10月18日の取調べの際、義務のない行動をルールと称して強要し、これに従わない江口氏を怒鳴りつけたことについて.....	40

(4) 10月21日の取調べの際、弁護士である江口氏が黙秘権の趣旨を理解していないと 揶揄した言動について .....	42
(5) 10月21日の取調べの際、江口氏の人格ないし能力を否定した言動について.....	42
(6) 10月21日の取調べの際、江口氏の法律実務家としての能力不足を揶揄した言動に ついて①.....	43
(7) 10月21日の取調べの際、江口氏の法律実務家としての能力不足を揶揄した言動に ついて②.....	44
(8) 10月21日の取調べの際、義務のない行動をルールと称して強要し、これに従わな い江口氏の主義・信念を否定し、江口氏が今後罪を犯すと決めつけた発言について .....	45
(9) 10月23日の取調べの際、黙秘権を行使していることを嘲笑し、排泄行為を行うた めに服従的な言葉を用いるよう強要した言動について .....	47
(10) 10月23日の取調べの際、トイレのために取調べが中断したことを謝罪するよう 求めた言動について .....	49
(11) 10月23日の取調べの際、関係者の心情を根拠なく想像し、あたかもそれが真実 であるかのように伝えることで、江口氏の不安を煽った言動について.....	49
(12) 10月25日の取調べの際、黙秘権行使の姿勢を口汚く罵倒し、江口氏の思考過程 に欠陥があると述べた言動について.....	50
(13) 10月26日の取調べの際、「お子ちゃま」「ガキ」「子供が大きくなっちゃったみ たい」「発想が子供」「なんか大きい子供がいるなあ」と人格を執拗に罵倒した発言について52	
(14) 10月26日の取調べの際、江口氏の弁護士としての能力不足を揶揄した発言につ いて.....	53
(15) 10月26日の取調べの際、「あなたのやってることは空回り」「ちょっと歪んじゃ ってる」「刑事弁護を趣味でしかやれない人。プロではない」「発想がお子ちゃま的」「僕ちゃ ん」などと人格及び弁護士としての能力を執拗に否定した言動 .....	54
(16) 10月26日の取調べの際、「およそ的外れ」「刑事弁護人として失格」などと江口 氏の刑事弁護人としての能力を否定した言動.....	56
(17) 10月27日の取調べの際、江口氏の人間関係を破壊する行動を示唆し、江口氏を 困惑ないし畏怖させた言動.....	57
(18) 10月27日の取調べの際、将来の経済状況に言及することでことさらに不安を煽 った言動について .....	58

(19)	10月28日の取調べの際、江口氏の弁護士としての活動を嘲笑・罵倒した言動	59
(20)	10月28日の取調べの際、人間関係を破壊する行動を示唆し江口氏を困惑ないし畏怖させた言動について	60
(21)	10月28日の取調べの際、江口氏のこれまでの弁護士としての活動を否定した言動	61
(22)	10月28日の取調べの際、家族が感じている不安を過大に伝え、江口氏の不安をことさらに煽った発言について	62
(23)	10月28日の取調べの際、「僕ちゃん強くない」などと人格を執拗に罵倒した発言について	63
(24)	10月28日の取調べの際、精神的に打撃を加え、尊厳を傷つけた言動	64
(25)	10月28日の取調べの際、弁護士業務に関わるべきではないほどに資質がなかったと罵倒した言動について	65
(26)	11月1日の取調べの際、20年近く過去の中学時代の成績まであげつらって江口氏の能力不足を揶揄した言動について	66
(27)	11月1日の取調べの際、江口氏が精神的に未成熟であり人格的な欠陥があると述べた言動について	67
(28)	11月1日の取調べの際、江口氏について嘘をつきやすい体質であり詐欺師的な類型の人間に片足を突っ込んでいると評した言動	67
(29)	11月1日の取調べの際、「天然」「僕ちゃん」などと江口氏の人格を嘲笑し、尊厳を傷つけた言動	68

## 第1 黙秘権侵害

- 1 黙秘権行使の意思を明確にしている者に対して取調べを継続する行為は、憲法及び刑訴法が保障する黙秘権を侵害するものであり、本件各取調べは国賠法上違法であること

### (1) 違法性の判断基準（甲4・安部意見書35～40頁）

被疑者取調べが被疑者に対する一定の身体的、心理的負担を伴うことに鑑みれば、事案の性質、被疑者に対する容疑の程度、被疑者の態度等諸般の事情を勘案して、取調べが社会通念上相当と認められる方法ないし限度において任意捜査として適法に行い得るものでなければならず、これを超える態様で行われた取調べは国家賠償法上の違法を構成することになる。

黙秘権の沿革及び比較法的検討を踏まえると、憲法38条1項は包括的黙秘権の事前かつ実効的な保障を求めている。黙秘権行使の意思を明確にしている者に対して取調べを継続する行為は、憲法及び刑訴法が保障する黙秘権を侵害するものであり、任意捜査として適法に行われる取調べとはいえない。このような取調べは、諸事情の総合考慮によって社会通念上の相当性を判断する前段階で、国賠法上の違法評価を免れない。

具体的には、被疑者が「以後は一切供述しない」という明確な意思表示を行った場合、取調官は、その権利行使に関する意思確認を行う限度でしか取調べを継続することができず、また、被疑者が当初から取調べを明示的に拒否している場合において、その意思表示が真意であるかを確認したときは、それ以上の意思確認や説得などは許されず、取調べを終了しなければならない。それにもかかわらず、取調官が一定の供述の獲得を目指して被疑者を取調べの場に滞留させ続けたり、質問・発問・説得等を繰り返したりする行為は、もはや取調べではなく、「取調べ」に名を借りた黙秘権侵害行為であり、国賠法上違法となる。

- (2) 江口氏が黙秘の意思を明示的に表示し、その意思を川村検察官が確認した時点（具体的には平成30年10月16日15時23分18秒）以降の取調べは黙秘権を侵害するもので違法であること

江口氏は、10月16日の取調べにおいて、「じゃあ、これから私、黙

秘に入ります」と黙秘の意思を明示的に表示した。これに対し川村検察官は「黙秘にしたの？」と尋ね、江口氏は「はい」と頷いた（乙4・H30.10.16・15時23分18秒）。このやり取りから、川村検察官は、江口氏の黙秘の意思表示が真意であることの確認を終えた。

したがって、この時点をもって、江口氏に対する取調べは終了しなければならず、これ以降同年11月5日まで取調べを継続したことは、江口氏の黙秘権を侵害したものであり、任意捜査として適法に行われた取調べとはいえ、国賠法上違法である。

## **2 説得を許せば不可分にその範疇を超える発問等が行われ、被疑者が孤立無援の状態で供述を強いられることになる実態**

いわゆる取調べ受忍義務肯定説を前提として、取調べの態様が取調べ「続行」や「説得」の範疇に収まっており、「供述を強要する」と評し得ないものであれば、黙秘権侵害を認めないとの裁判例がある（甲4・安部意見書35頁）。本件においても、被告は、川村検察官の各言動について、真摯な反省に基づいて真実を供述するように「説得」したのであって違法ではないと主張している（被告準備書面（1）18頁）。

しかし、安部意見書においては、比較法的視点を踏まえた検討の中で、被疑者からみれば捜査官が満足する別の答え方をするまで何時間も、何日も、孤立無援の状態の中で説得を受けることを強いられることは、任意な答えを促す説得の範囲をはるかに超えるものであることが指摘されている（甲4・安部意見書37頁）。さらに、供述の強要と説得の峻別は限りなく困難であり、これが区別できるとする考えに対しては、身体拘束下の取調べに内在する供述を強制する雰囲気は直視しているとは言い難い、と批判している（甲4・安部意見書36頁）。安部意見書の指摘と批判は取調べの実態に即したものであり、取調べに延々と説得を許すことが供述の強要を意味しないなどとする考えは、全くの机上の空論である。

現に、本件で行われた川村検察官の発問等は、およそ説得とはいええないものであり、説得が許されるとする見解を採用すれば黙秘権を侵害する事態が不可分に生じるという実態を如実に物語っている。そこで、以下では、川村検察官

が江口氏に行った言動の代表例をいくつか挙げ、江口氏がこれらの言動をひとえに精神力によって耐え続ける状態であったことを示す。そして、仮にこれらの言動が黙秘権を侵害したことになるならば、黙秘権を憲法上の権利として保障した実質が失われることを明らかにする。なお、以下の列挙はあくまでも例示的なものであり、これ以外の川村検察官の発問等が説得に収まると認めるものではない。被告の今後の反論次第で、全取調べ期間を通じた川村検察官の言動のうち黙秘権保障と到底相容れない言動をさらに追加して例示する予定である。

**(1) 説得を許せば、人格否定・能力否定を執拗に繰り返す発問等が行われること**

川村検察官は、10月26日の取調べにおいて、15分以上にわたり間断なく一方的に、

「超、筋悪」

「刑事弁護を趣味でしかやれない人。プロではない」

「お子ちゃま的」

「僕ちゃん」

「空回りしまくり」

などと、江口氏の人格ないし能力を否定する発言を執拗に繰り返し浴びせ続けた（乙4・H30.10.26・15時18分04秒～）。

川村検察官はこの日の取調べにおいて、上記のほかにも下記3、第2及び第3で詳述するような数々の悪罵を浴びせ続け、その合計時間は3時間19分に及んだ（乙1）。その間、江口氏は、精神力のみでひたすら耐え続けることを強いられた。

**(2) 説得を許せば、被疑者の人間関係を破壊することを示唆し脅迫する発問等が行われること**

川村検察官は、10月27日の取調べにおいて、次のとおり発言した（乙4・H30.10.27・15時45分40秒～）。

「ほんっと無茶苦茶だよ、情けない。どうやったらこんな弁護



士ができあがるんだ。そういえば、弁護教官聞いてなかったな、刑弁教官。誰？刑弁教官。聞きに行こうかなあ、どういう教育してんだって、なんでこんなことになってんだって。そうだ、調べりゃわかるから、ちょっとやるか。法廷に立ってもらうか。そういうのも必要だよねえ。おかしいよねえ、こんな弁護士生み出して。どういう教育してんの？司法研修所。まあいいや、ちょっと調べとくわ」

この発言が、事件と無関係な人物に自分のことで迷惑をかけたくないと思う江口氏の心理につけ込み、司法修習時代の教官という恩義のある人物に対して累が及ぶことを予告し脅す趣旨であることは明白である。

川村検察官のこの言動の間、江口氏は、教官に対して迷惑がかかるのではないかという不安や申し訳なさ、また自己に対する無力感を感じながらも、精神力のみで耐えることを強いられた。

**(3) 説得を許せば、被疑者の唯一の拠り所である弁護人の活動に対して罵倒が行われるようになること**

川村検察官は、10月28日の取調べにおいて、弁護人作成の準抗告申立書（甲1）の内容に関し、黙秘権侵害を理由とする主張について、

「着眼点がとろい」

「稚拙な主張」

「宮村先生の評価も落ちちゃってるんだから。何だこれって。何この準抗告の申立書って」

「全然理屈になってねえじゃねえか」

などと、弁護人の力量を否定する発言を間断なく一方的に4分間にわたり執拗に浴びせ続けた（乙4・H30.10.28 11時39分23秒～）。

川村検察官はこの日の取調べにおいて、上記のほかにも下記3、第2及び第3で詳述するような数々の悪罵を浴びせ続け、その合計時間は4時間16分に及んだ（乙1）。その間、江口氏は、精神力のみでひたすら耐え続けることを強いられた。

**(4) 説得を許せば、被疑事実と全く無関係の中学時代の成績をあげつらい、**

## 能力不足を指摘する発問等が行われること

1 1月1日の取調べにおいて、川村検察官は、次のとおり発言した（乙4・H30.11.1・14時24分25秒～）。

「あなたの中学校の成績見てたら、あんまり数学とか理科とか、理系的なものが得意じゃなかったみたいですねえ。本はたくさん読んでみたいけど。なんかちょっと、論理性がさあ、なんか、ずれてんだよなあ」

この発言が、苦手だった科目を指摘することで江口氏のコンプレックスを刺激し、精神的に苦痛を与える意図で行われたものであることは明白である。20年以上も前の中学時代の成績に、本件被疑事実との関連性を認める余地は皆無であり、この発言は完全なる人格攻撃ないしハラメントである。

川村検察官はこの日の取調べにおいて、上記のほかにも下記3、第2及び第3で詳述するような数々の悪罵を浴びせ続け、その合計時間は3時間18分に及んだ（乙1）。その間、江口氏は、精神力のみでひたすら耐え続けることを強いられた。

### (5) 小括

以上のように、黙秘する江口氏に対して、常識的におよそ説得とは評価し得ない数々の言動が「説得」の名目で行われ、その合計時間は約5時間31分に及んだ（乙1・別紙の「取調べ時間／日」の合計）。その間、江口氏はひたすら、精神力のみで耐え続けることを強いられた。このような状態は、被告の主張するような任意の供述を促す説得の域をはるかに超えるものであり、供述の強要に等しいものであった。

説得が許されたとする見解を採用すれば、黙秘権を侵害することが明白な上記事態が不可分に生じるのが現実である。供述の強要と説得とが明白に区別できるなどという考えは、この現実を直視していない。仮に、上記のような検察官の言動が黙秘権を侵害したことにならないとすれば、黙秘権を憲法上の権利として保障した実質は失われる。

3 取調べ受忍義務を肯定する現在の裁判実務を前提としても、川村検察官による取調べは社会通念上相当な捜査権限の行使と評価し得ず、国賠法上違法であること

(1) 違法性の判断基準

安部意見書によれば、現在の裁判実務である取調べ受忍義務を肯定する立場に立った場合でも、黙秘権を行使する被疑者に対する説得・発問等には一定の限界があるとされ、限界を超える説得・発問等は黙秘権を侵害するものであり、社会通念上相当な捜査権限の行使と評価し得ず、国賠法上の違法を構成することとなる。

限界を超えた説得・発問等であるか否かの判断基準は、以下のとおりである（甲4・安部意見書50～51頁）。

【基準①】 説得・発問等は、被疑者が黙秘権行使の態度を翻意することが客観的に期待できない状態に至るまでの間に行われなければならない。

【基準②】 説得・発問等は、身体拘束の理由となっている被疑事実と関連する内容でなければならない。

【基準③】 説得・発問等は、起訴・不起訴の決定に向けた捜査の一環として行われなければならない。

【基準④】 捜査の進展に伴って新たな証拠関係が顕出され、新たに質問等を行い得るとしても、その範囲は新たな証拠関係やそこから生じる疑問等と関連して被疑者に確認を要する範囲にとどまる。被疑者が引き続き黙秘したときは、被疑者の翻意は客観的に期待できないものとして取調べを終了しなければならない。

(2) 【基準①】江口氏が黙秘権を熟知した弁護士であること等を踏まえれば、10月16日の取調べの冒頭時点で、遅くともこの日の取調べが終了した時点で、江口氏が黙秘権行使の態度を翻意することが客観的に期待できない状態に至っていたこと

江口氏は、10月16日の取調べの冒頭で「これから私、黙秘に入ります」と述べて以降、取調べ終了時まで一切供述をしなかった（乙4・

H30.10.16・15時23分18秒～)。

江口氏は黙秘権を熟知した弁護士である。その江口氏が黙秘権の行使を宣言したことは、法律家でない被疑者が「弁護人が来るまでとりあえず黙秘する。」と述べるのとは全く意味合いが異なる。実際、江口氏はこの日以降、取調べの全期間にわたり一貫して黙秘権を行使し続けた。よって、江口氏が黙秘権行使の意思を明示した同日の取調べ冒頭の時点において、江口氏が黙秘権行使の態度を翻意することは客観的に期待できない状態に至っていた。

仮に、江口氏が逮捕前の取調べにおいては供述を行っていたことを過度に重視するとしても、10月16日の取調べが約38分間行われており(乙1)、江口氏はその間一度も黙秘の態度を変えなかったことを踏まえれば、遅くともこの日の取調べが終了した時点において、江口氏が黙秘権行使の態度を翻意することは客観的に期待できない状態に至っていた。

よって、これ以降に取調べを継続したことは、それ自体が黙秘権を侵害する行為であり、国賠法上違法である。

### (3) 【基準③】 横浜地方検察庁特別刑事部は江口氏を逮捕した時点で起訴することを決めていた

11月1日の取調べにおいて、川村検察官は、次のとおり発言している(乙4には未収録であり、国が否認する場合には別途立証予定)。

「起訴はもう決まってるから。されるんだから。いい？そんなの、最初逮捕した時点から決まってるの。ね？アホじゃないんだから。地検で自分で独自に逮捕してるわけだから。高いレベルまで、決裁とってるわけだから」

この発言は、江口氏を捜査していた横浜地方検察庁特別刑事部が、江口氏を逮捕した時点で既に江口氏を起訴する方針を固めていたことを推認させる事実である。

上記安部基準によれば、検察官が起訴する判断を固めた後の質問・発問・説得等は、取調べ受忍義務ないし出頭・滞留義務を課した取調べの

正当化根拠を欠くこととなり、国賠法上の違法を構成する（甲4・安部意見書51頁）。

本件においても、川村検察官の上記発言に照らし、江口氏を逮捕して以降の取調べは、すでに起訴の判断を固めた後に行われたものであるから、国賠法上違法である。

**(4) 川村検察官の各発問等から10月17日以降の取調べが違法であったことがより明白になり、また各発問等を具体的に検討することで違法性の程度及び江口氏の精神的損害の内容が明らかになること**

上記のとおり、10月17日以降の川村検察官の説得・発問等は、江口氏が黙秘権行使の態度を翻意することが客観的に期待できない状態であったにもかかわらず行われたものであり（基準①に違反する）、また、そもそも起訴・不起訴の決定に向けた捜査の一環として行われたものですらなかった（基準③に違反する）。よって、同日以降の取調べは、安部基準のうち二つに抵触するものであり、もとより違法なものである。

そして、10月17日以降の一連の取調べの違法性は、その期間中の川村検察官の個別の発問等を検討することで、より明白になる。また、違法性の程度及び江口氏が被った精神的損害の内容を明らかにするためにも、違法であることが明白な期間の川村検察官の発問等を個別に検討することが必要である。以下では、違法であることが明白な発問等の例として、訴状7頁以降に記載した各発言を検討するが、これは、それによって合計約58時間31分にわたり継続的に行われた一連の取調べ全てが違法であることを明らかにするためであり、川村検察官の個々の発言について分断してそれぞれ違法であるか否かの評価をすれば足りるとする趣旨ではない。

**ア 10月18日の取調べにおける川村検察官の「あなたがこうやって黙秘で徹底的に争うと周りの人に迷惑がかかる。奥さんとか子供さんにも迷惑がかかる」という発言について**

川村検察官の発言はもっぱら、最愛の家族に不利益が生じるかのように述べることで江口氏を不安にさせ、黙秘権の行使をやめさせるために行われたものであり、身体拘束の理由となっている被疑事実と関

連する発問等ではない(基準②に違反する)。また、並行して行われていた捜査によって得られた新たな証拠を前提とした発問等でないこともその内容から明白である。

このような発言が行われていることは、本件が逮捕時点で起訴されることが決まっており、身体拘束の理由となっている被疑事実に関連する発問等を行うつもりなどなかったことをうかがわせ、この日の取調べの全部が黙秘権を侵害するものであり、社会通念上相当な捜査権限の行使と評価し得ず、国賠法上違法であることの徴表である。

なお、被告はこの発言を「一般論としての説論」であったなどと主張するが、前後の文脈からすれば黙秘権行使を妨害する目的で行われた発言であることは明白である。

**イ 10月21日の取調べにおける川村検察官の「それは黙秘権の行使なんですか。あなたの言っている黙秘権って何なんですか。全然理解できない。あなた自身もわかっていないんじゃないの」「(事件とは関係のない江口氏の弁護活動について) バランスの悪さは感じますよね。」という発言について**

川村検察官の発言はもっぱら、江口氏の黙秘権の理解及び弁護士としての資質を否定することで黙秘権行使の態度を取っていることが正しいのか疑心暗鬼に陥らせ、黙秘権の行使をやめさせるために行われたものであり、身体拘束の理由となっている被疑事実と関連する発問等ではない(基準②に違反する)。また、並行して行われていた捜査によって得られた新たな証拠を前提とした発問等でないこともその内容から明白である。

このような発言が行われていることは、本件が逮捕時点で起訴されることが決まっており、身体拘束の理由となっている被疑事実に関連する発問を行うつもりなどなかったことをうかがわせ、この日の取調べの全部が黙秘権を侵害するものであり、社会通念上相当な捜査権限の行使と評価し得ず、国賠法上違法であることの徴表である。

なお、被告はこの発言をそれぞれ「体調確認の質問に応じないことに疑問を呈した」、「内省を深めるべく説論する一環として発言した」

などと主張するが、それまでの江口氏の態度から、包括的に黙秘権を行使しているため体調に関する質問にも答えていないことは明白であり、答えないことに疑問を持つような状況ではなかった。また、江口氏の弁護士としての資質を否定することと、身体拘束の理由となっている被疑事実について内省を深めさることとは、全く関連性がないことも明らかである。

**ウ 10月21日の取調べにおける川村検察官の「着眼点が修習生だね」「あなたの弁護活動の記録を見てみたけれども、ピンとこない。できるなと思わなかった」という発言について**

川村検察官の発言は、もっぱら、弁護士としての資質を否定することで江口氏を精神的に屈服させ、黙秘権の行使をやめさせるために行われたものであり、身体拘束の理由となっている被疑事実と関連する発問等ではない(基準②に違反する)。また、並行して行われていた捜査によって得られた新たな証拠を前提とした発問等でないこともその内容から明白である。

このような発言が行われていることは、本件が逮捕時点で起訴されることが決まっており、身体拘束の理由となっている被疑事実に関連する発問を行うつもりなどなかったことをうかがわせ、この日の取調べの全部が黙秘権を侵害するものであり、社会通念上相当な捜査権限の行使と評価し得ず、国賠法上違法であることの徴表である。

なお、被告はこの発言を「内省を深めるべく説諭する一環として発言した」などと主張するが、江口氏の弁護士としての資質を否定することと、身体拘束の理由となっている被疑事実について内省を深めさることとは全く関連性がないことは明らかである。

**エ 10月21日の取調べにおける川村検察官の「視野が狭い」「さっきから偉そうに説教してるけど、あなたがしゃべらないからこうなっている」という発言について**

川村検察官の発言は、身体拘束の理由となっている被疑事実と関連する発問等ではなく(基準②に違反する)、江口氏の弁護士としての資質を否定し精神的に屈服させ、黙秘権の行使をやめさせるために行わ

れたものである。川村検察官はこの言動を「説教」と称しているのである。また、並行して行われていた捜査によって得られた新たな証拠を前提とした発問等でないこともその内容から明白である。

このような発言が行われていることは、本件が逮捕時点で起訴されることが決まっており、川村検察官が身体拘束の理由となっている被疑事実に関連する捜査としての発問等を行うつもりなどそもそもなかったことを裏付ける事実である。この発言は、この日の取調べの全部が黙秘権を侵害するものであり、社会通念上相当な捜査権限の行使と評価し得ず、国賠法上違法であることの徴表である。

**オ 10月23日の取調べにおける川村検察官の「黙秘ですと。これはいかんでしょう。何なんだそれは。弁護士じゃないのか。なんで説明しないんだ」「(江口氏が『トイレに行きます』と申し出たのに対して)『行きます』じゃなくて『行きたいです』でしょ」「そんなに長くまだ調べやっていないんだから。取調べの妨害になりますよ」との発言について**

川村検察官は、江口氏が黙秘権を行使することを「いかんでしょう。何なんだそれは。弁護士じゃないのか」などと述べているのであって、川村検察官に黙秘権を尊重する考えなどなく、全般的に弁護士である江口氏が黙秘権を行使することは許されないという前提で江口氏の取調べに臨んでいたことがうかがえる。

川村検察官の発言はもっぱら、自身の思いどおりに行動しない江口氏に対して罵詈雑言をぶつけるもので、江口氏を精神的に屈服させ黙秘権の行使をやめさせることを意図して行われたものであり、身体拘束の理由となっている被疑事実と関連する発問等ではない(基準②に違反する)。また、並行して行われていた捜査によって得られた新たな証拠を前提とした発問等でないこともその内容から明白である。

このような発言が行われていることは、本件が逮捕時点で起訴されることが決まっており、川村検察官には身体拘束の理由となっている被疑事実に関連する発問を行うつもりなどそもそもなかったことをうかがわせ、この日の取調べの全部が黙秘権を侵害するものであり、



社会通念上相当な捜査権限の行使と評価し得ず、国賠法上違法であることの徴表である。

なお、被告はこの発言を「真摯な反省に基づいて真実を供述するように説得したもの」、「(江口氏の態度を) 諫める趣旨」であったなどと主張するが、黙秘権行使の態度と真摯な反省の有無とは全く関連性がなく、苦し紛れの主張であることは明白である。

**カ 10月23日の取調べにおける川村検察官の「(トイレから戻った江口氏に対し『取調べ中断してすみませんでした』とか言うんじゃないの、普通。子供じゃないんだから。あんた被疑者なんだよ、犯罪の)との発言について**

川村検察官の発言はもっぱら、自身の思いどおりに行動しない江口氏に対して罵詈雑言をぶつけるもので、江口氏を精神的に屈服させ黙秘権の行使をやめさせるために行われたものであり、身体拘束の理由となっている被疑事実と関連する発問等ではない(基準②に違反する)。また、並行して行われていた捜査によって得られた新たな証拠を前提とした発問等でないこともその内容から明白である。

このような発言が行われていることは、本件が逮捕時点で起訴されることが決まっており、身体拘束の理由となっている被疑事実に関連する発問を行うつもりなどなかったことをうかがわせ、この日の取調べの全部が黙秘権を侵害するものであり、社会通念上相当な捜査権限の行使と評価し得ず、国賠法上違法であることの徴表である。

なお、被告はこの発言を江口氏の態度を「諫める趣旨」であったなどと主張するが、川村検察官の発言は、取調べにおいては自身が絶対の上位者であり、上位者たる自身の予定していた進行を妨害した者は謝罪して然るべきであるなどという思い上がった思想の発露としてなされたものであり、到底「諫める趣旨」などといえるようなものではない。そもそも、取調べを行う検察官は、被疑者の態度を諫めるような資格など持ち合わせていない。

**キ 10月25日の取調べにおける川村検察官の「挨拶ぐらいしろよ。挨拶を無視するっていうのはよくないですよ。自分がやられたら嫌だ**

ろ。黙秘権と関係ねえじゃん」「いったい何がしたいのかねえ、あなたは」「苦しい状況っていう場面だけで物事考えてない。どうもあなたの思考過程っていうのは、そういうところがあるように思える。本質を見れないから」「司法試験はねえ、三振しかねないところで、ギリギリ頑張っただけで受かった。まあ苦しかったんでしょねえ」「で、今回、何も生まないですよ、頑張ったとしても」との発言について

川村検察官の発言はもっぱら、自身の思いどおりに行動しない江口氏に対して罵詈雑言をぶつけるとともに、弁護士としての資質を否定することで江口氏を精神的に屈服させ、黙秘権の行使をやめさせるために行われたものであり、身体拘束の理由となっている被疑事実と関連する発問等ではない(基準②に違反する)。また、並行して行われていた捜査によって得られた新たな証拠を前提とした発問等でないこともその内容から明白である。

このような発言が行われていることは、本件が逮捕時点で起訴されることが決まっておき、身体拘束の理由となっている被疑事実に関連する発問を行うつもりなどなかったことをうかがわせ、この日の取調べの全部が黙秘権を侵害するものであり、社会通念上相当な捜査権限の行使と評価し得ず、国賠法上違法であることの徴表である。

なお、被告はこの発言を江口氏が「挨拶をしないことに疑問を呈したものだ」と主張するが、江口氏の弁護士としての資質と挨拶をしないことは全く関連性がないことである。

ク 10月25日の取調べにおける川村検察官の「弁護士全員を敵に回すと思いますよ。宮村先生だって中野先生だって辛い立場になると思いますよ。何であんな奴の弁護するんだって」「宮村先生とか中野先生にも、迷惑かけないでもらいたいですよねえ。自分でやればいいじゃん。自信あるんでしょ。自信なければ刑事弁護なんてやれないはずだから。しかも、刑事弁護についてはプライドもっているわけでしょ。だから、やってみればいいじゃないの、人に迷惑かけないで」「宮村先生とか中野先生の中から見るとねえ、あいつの弁護をしているっていうのは、弁護士自体の、接見交通に関する世の中の見方を厳しくし

ちやうし、それに加担することになっちやうわけじゃないですか。一体何なんだって言われちやうわけじゃないですか。迷惑なんですよね。いろんな人に迷惑かけないで、諦めてくださいよ、もう」との発言について

川村検察官の発言はもっぱら、勾留され接見等禁止が付された江口氏にとって外界との唯一の接点であり、また自身の弁護活動を担っており精神的にも数少ない拠り所となっていた当時の弁護人との信頼関係を破壊することで、黙秘権の行使を困難にさせるために行われたものであり、身体拘束の理由となっている被疑事実と関連する発問等ではない(基準②に違反する)。また、並行して行われていた捜査によって得られた新たな証拠を前提とした発問等でないこともその内容から明白である。

このような発言が行われていることは、本件が逮捕時点で起訴されることが決まっており、身体拘束の理由となっている被疑事実に関連する発問を行うつもりなどなかったことをうかがわせ、この日の取調べの全部が黙秘権を侵害するものであり、社会通念上相当な捜査権限の行使と評価し得ず、国賠法上違法であることの徴表である。

なお、被告はこの発言を「反省を促すため」であったなどと主張する。これまでも述べたとおり、そもそも取調官は、被疑事実に関連する発問等が許されるに過ぎないのであり、被疑者の反省を促せるような資格も立場も持ち合わせていない。さらには「反省を促すため」などという理由で、江口氏と弁護人の信頼関係を破壊するような発言や、憲法上保障された弁護人依頼権を行使すべきでないかのような発言が許されるはずがない。

ケ 10月26日の取調べにおける川村検察官の「被害者とかそういう人たちのリアルなところには、全然、本質的に、感覚的に、思いが至らないのかもしれないですねえ、あなたは」「お子ちゃま発想だったんでしょねえ、あなたの弁護士観っていうのはねえ。全然大間違いですよ。ガキだよね、あなたって。子供なんだよね。子供が大きくなっちやったみたいだねえ」「普通の能力がある弁護士であれば、個人

の住所書くんですよ、普通に。あくまでも事務所の住所を書くんだっていう判断をしてしまうあなたは、どこがおかしいですよ」「能力が足りていない」「発想が子供なんすよね」「もう、見る人が見たら、なんなのこいつって、ほんとに弁護士なのって」との発言について

川村検察官の発言はもっぱら、自身の思いどおりに行動しない江口氏に対して罵詈雑言をぶつけるとともに、弁護士としての資質を否定することで江口氏を精神的に屈服させ、黙秘権の行使をやめさせるために行われたものであり、身体拘束の理由となっている被疑事実と関連する発問等ではない(基準②に違反する)。また、並行して行われていた捜査によって得られた新たな証拠を前提とした発問等でないこともその内容から明白である。

川村検察官も、検察官の筋書に沿う供述をする被疑者に対しては、「お子ちゃま」「ガキ」呼ばわりするようなことはしないのであろう。川村検察官は、江口氏から望みどおりの供述を得られないことから、精神的に屈服させようと企て、そして黙秘権を行使している江口氏が何も言い返してこないのを良いことに、「子供が大きくなっちゃったみたい」「ほんとに弁護士なの」などと罵詈雑言に及んだのであり、川村検察官の言動からは黙秘権を尊重する考えは全くうかがわれない。

このような発言が行われていることは、本件が逮捕時点で起訴されることが決まっており、身体拘束の理由となっている被疑事実に関連する発問を行うつもりなどなかったことをうかがわせ、この日の取調べの全部が黙秘権を侵害するものであり、社会通念上相当な捜査権限の行使と評価し得ず、国賠法上違法であることの徴表である。

なお、被告はこの発言について「何ら原告の人格等を侮辱したものではない」と主張するが、「ガキだよ、あなたって」などといった発言が人格に対する侮辱であることは検討の余地がないほど明白であり、このような主張は失当である。

コ 10月26日の取調べにおける川村検察官の「あなたのやっていることは空回りなんです。やっていたこともね。今もそうだし、過去もそうですよ。なぜかという、繰り返しになるけど、本質を見よう

とする能力、努力、いずれも足りなかったからですよね。すべてが場当たりの。しかも、ちょっと歪んじゃっているわけですよね」「超、筋悪ですね。まさに刑事弁護を趣味でしかやれない人。プロではない」「ものすごい抽象的なんですよ、あなたの発想っていうのが。お子ちゃま的」「短絡的、お子ちゃま的なんですよ、あなたの発想っていうのは。僕ちゃん、質問上手だから、それで、刑事弁護で名を上げるんだと、僕ちゃんの質問技術をもってすれば、オープンに聞いていけば、真実が語られるんだと」「だからやっぱり、ちょっと残念ながら、物事を客観視できないっていうのは非常に悲しいですよ。まあそれが、熱心なだけに空回りしまくりで」「あなたは結構、信用できる、この人はすごいってなると、丸飲みにするんでしょうしねえ。自分で咀嚼して定着させるっていう能力が、なんかちょっと欠けているんじゃないかと思っただけ」との発言について

川村検察官の発言は、もっぱら、弁護士としての資質を否定することで江口氏を精神的に屈服させ、黙秘権の行使をやめさせるために行われたものであり、身体拘束の理由となっている被疑事実と関連する発問等ではない（基準②に違反する）。また、並行して行われていた捜査によって得られた新たな証拠を前提とした発問等でないこともその内容から明白である。

このような発言が行われていることは、本件が逮捕時点で起訴されることが決まっておき、身体拘束の理由となっている被疑事実に関連する発問を行うつもりなどなかったことをうかがわせ、この日の取調べの全部が黙秘権を侵害するものであり、社会通念上相当な捜査権限の行使と評価し得ず、国賠法上違法であることの徴表である。

なお、被告はこの発言について「何ら原告の人格等を侮辱したものではない」などと主張するが、「短絡的、お子ちゃま的なんですよ、あなたの発想っていうのは」などという発言が人格に対する侮辱であることは検討の余地がないほど明白であり、このような主張は失当である。

サ 10月27日の取調べにおける川村検察官の「どうやったらこんな

弁護士ができあがるんだ。そういえば、弁護教官を聞いていなかったな、刑弁教官。誰、刑弁教官。聞きに行こうかなあ、どういう教育をしているんだって。なんでこんなことになっているんだって」「なんでこんな弁護士ができあがったんだろうねえ、本当に」との発言について

川村検察官の発言は、もっぱら、弁護士としての資質を否定し、弁護士としての人間関係・人脈を破壊することを示唆し暗に脅すことで江口氏を精神的に屈服させ、黙秘権の行使をやめさせるために行われたものであり、身体拘束の理由となっている被疑事実と関連する発問等ではない（基準②に違反する）。また、並行して行われていた捜査によって得られた新たな証拠を前提とした発問等でないこともその内容から明白である。

このような発言が行われていることは、本件が逮捕時点で起訴されることが決まっており、身体拘束の理由となっている被疑事実に関連する発問を行うつもりなどなかったことをうかがわせ、この日の取調べの全部が黙秘権を侵害するものであり、社会通念上相当な捜査権限の行使と評価し得ず、国賠法上違法であることの徴表である。

なお、被告はこの発言を「内省を深めさせるための話」の一環であったなどと主張するが、江口氏の弁護士としての資質を否定することと、身体拘束の理由となっている被疑事実について内省を深めさることとは全く関連性がない。

シ 10月28日の取調べにおける川村検察官の「もうすでにこんなに取調べを受けていますと。それで、黙秘の決意は変わらないから、これ以上取調べをやるのは、自白を強要するのは、黙秘権の侵害だとか、わけのわからないことを主張して。あなたが何で時間を気にしているのかなと思ったら、ああ、そういうことかと思って。また、着眼点がとろいなと思ったらけどもねえ。裁判所はむしろ、その主張を排斥するために、今後あなたの取調べをする必要があるということをはっきり書いてくれているわけで。だから全然通用していないですよ、あなた方の主張っていうのは。おそらく、あの黙秘権のところは、宮村先生

っていうよりあなただよ。あの稚拙な主張。なんだこれって。本当に、些末な点をね。それじゃ無罪とれないですよ。刑事弁護。まあ、実際取れていないと思うけど、あなたの活動ではね。下手くそなんだよ。やり方がね。全然怖くないもん。鬱陶しいだけ」「可哀そうですよ、宮村先生とかも。宮村先生の評価だって落ちちゃっているんだから。なんだこれって。何この準抗告の申立書って。たぶんあなたでしょ。あの、時間でこんなに取調べ受けています、これがこれからも続きます、もうしゃべらないので、これ以上の取調べを続けるのは黙秘権侵害です、みたいな。何を言っているんだ、全然理屈になってねえじゃねえかって」「事件を直接に担当していた人からも私話聞いているから。鬱陶しいだけなんです。イライラさせる、人をね」「鬱陶しいだけなんです。面倒くさい。それしかないですよ。手強いなっていう感じにはならないんですよ」との発言について

川村検察官の発言はもっぱら、勾留され接見等禁止が付されており外界との唯一の接点でありまた自身の弁護活動を担っており精神的にも数少ない拠り所となっていた弁護人との信頼関係を破壊することで黙秘権の行使を困難にさせるために行われたものであり、身体拘束の理由となっている被疑事実と関連する発問等ではない（基準②に違反する）。また、並行して行われていた捜査によって得られた新たな証拠を前提とした発問等でないこともその内容から明白である。

このような発言が行われていることは、本件が逮捕時点で起訴されることが決まっており、身体拘束の理由となっている被疑事実に関連する発問を行うつもりなどなかったことをうかがわせ、この日の取調べの全部が黙秘権を侵害するものであり、社会通念上相当な捜査権限の行使と評価し得ず、国賠法上違法であることの徴表である。

なお、被告はこの発言を「原告本人の認識の誤りを正すため」であったなどと主張するが、取調べにおける発問等は、身体拘束の理由となっている被疑事実に関連する発問に限り許容されるのであり、「黙秘の意思は変わらないから取調べを行う必要性は勾留期間を延長する理由にはなり得ない」という原告本人の認識を正すための発言は許

容されない。そもそもいかなる理由によっても、弁護人との信頼関係を破壊する発言は許されない。

ス 10月28日の取調べにおける川村検察官の「(江口氏を嘲笑するような態度で) こんな弁護士を生み出す今の制度っていうのは、ちょっとやっぱりよくよく見直していかないと、その、教育の在り方についてもねえ」「もうこれ、完全に由々しき事態で、こんなのが弁護士だったのかってねえ、なりますよ」「あなたの早稲田のゼミの先生、慶應の先生って言っていたけど、今名前ど忘れしちゃったけども。あなたのことをすごく褒めていたし、将来がすごく楽しみだみたいなことも書いてあったけども。これじゃないですか。そして、法廷でわけのわからないこと喚いているって。人を見る目がないんじゃないかって思われちゃいますよね。私はそう思っているけども、すでに」との発言について

川村検察官の発言はもっぱら、弁護士としての資質を否定するとともに、容疑を争うと周囲の人間に迷惑がかかり江口氏の人間関係や人脈が損なわれることを示唆し暗に脅すことで江口氏を精神的に屈服させ、黙秘権の行使をやめさせるために行われたものであり、身体拘束の理由となっている被疑事実と関連する発問等ではない(基準②に違反する)。また、並行して行われていた捜査によって得られた新たな証拠を前提とした発問等でないこともその内容から明白である。

このような発言が行われていることは、本件が逮捕時点で起訴されることが決まっており、身体拘束の理由となっている被疑事実に関連する発問を行うつもりなどなかったことをうかがわせ、この日の取調べの全部が黙秘権を侵害するものであり、社会通念上相当な捜査権限の行使と評価し得ず、国賠法上違法であることの徴表である。

なお、被告はこの発言を「江口氏を諭す趣旨」であったなどと主張するが、江口氏を嘲り笑うかのような川村検察官の口ぶりから、諭すつもりなど毛頭なく一貫して罵倒することを目的としたものであったことは明白である。

セ 10月28日の取調べにおける川村検察官の「全然わかってないし、



周りに指導してくれる人もいなかったわけだからねえ。自己満足だけで」「依頼者だって可哀そうですねえ。見通しをきちっと立てられないし伝えることもできない、ある意味弁護士としての能力が相当程度劣っているあなたの弁護活動を、何だか知らないけど弁護士っていう肩書があるもんだから、何だか知らないけどテレビも出てるもんだから、何となく信用できるのかしらって関わっちゃった人たちが、おかしい弁護活動されて、権利義務についての重大な場面でひどい目に遭って」との発言について

川村検察官の発言はもっぱら、弁護士としての資質を否定することで江口氏を精神的に屈服させ、黙秘権の行使をやめさせるために行われたものであり、身体拘束の理由となっている被疑事実と関連する発問等ではない（基準②に違反する）。また、並行して行われていた捜査によって得られた新たな証拠を前提とした発問等でないこともその内容から明白である。

このような発言が行われていることは、本件が逮捕時点で起訴されることが決まっており、身体拘束の理由となっている被疑事実に関連する発問を行うつもりなどなかったことをうかがわせ、この日の取調べの全部が黙秘権を侵害するものであり、社会通念上相当な捜査権限の行使と評価し得ず、国賠法上違法であることの徴表である。

なお、被告はこの発言を江口氏が「内省を深めさせ、真摯な反省に基づいて真実を供述するように説得する趣旨」であった主張しており、黙秘権を行使していた江口氏に対して供述するように、すなわち黙秘権行使をやめるように働きかけるという黙秘権侵害の趣旨であったことを認めている。そして、江口氏の弁護士としての資質を否定して非難する発言が到底説得などとはいえないことは疑いようもなく明白である。

ソ 10月28日の取調べにおける川村検察官の「僕ちゃんは強いから何とかしてやるっていつ津波と闘ったって、勝ち目ないわけじゃないですか。僕ちゃん強くないし、弁護士として。もう資格諦めてくだ

### さい。整理付けてくださいよ」との発言について

川村検察官の発言はもっぱら、弁護士としての資質を否定し、罵詈雑言をぶつけることで江口氏を精神的に屈服させ、黙秘権の行使をやめさせるために行われたものであり、身体拘束の理由となっている被疑事実と関連する発問等ではない(基準②に違反する)。また、並行して行われていた捜査によって得られた新たな証拠を前提とした発問等でないこともその内容から明白である。

このような発言が行われていることは、本件が逮捕時点で起訴されることが決まっており、身体拘束の理由となっている被疑事実に関連する発問を行うつもりなどなかったことをうかがわせ、この日の取調べの全部が黙秘権を侵害するものであり、社会通念上相当な捜査権限の行使と評価し得ず、国賠法上違法であることの徴表である。

なお、被告はこの発言を「真摯な反省に基づき真実を供述するよう促す趣旨」であったなどと主張するが、馬鹿にしたような口調及び表情で成人男性を「僕ちゃん」呼ばわりしている点についての反論にはなっておらず、苦し紛れの主張に過ぎない。

**タ 10月28日の取調べにおける川村検察官の「説得力ないんだよ、あなた方の主張は。その程度の能力で、この事件聞えないですよ」「だからもう、無理なんです。傷を深めるだけなんです。あなたが弁護士資格に汲々とするっていうことは」「ひたすら公判でも頭を下げて、いろんな人に迷惑をかけましたと、弁護士として絶対やってはいけないことをやったし、弁護士全体の品位をおとしめるようなことになってしまったと。そういうふうに泣きながら言うしかねえんだよ」との発言について**

川村検察官の発言はもっぱら、江口氏が有罪になることが確実であるかのように述べて動揺を誘い、黙秘権の行使をやめさせるために行われたものであり、身体拘束の理由となっている被疑事実と関連する発問等ではない(基準②に違反する)。また、並行して行われていた捜査によって得られた新たな証拠を前提とした発問等でないこともその内容から明白である。

また、この発言内容自体からも、すでに起訴することが決まっております、少なくとも検察官が有罪判決を確信できるだけの証拠が収集済みであり、身体拘束の理由となっている被疑事実に関連する発問など行う必要性もその意図もなかったことをうかがわせ、この日の取調べの全部が黙秘権を侵害するものであり、社会通念上相当な捜査権限の行使と評価し得ず、国賠法上違法であることの徴表である。

なお、被告はこの発言を「原告本人の認識の誤りを正すため」であったなどと主張するが、取調べにおける発問等は、身体拘束の理由となっている被疑事実に関連する発問に限り許容されるのであり、「黙秘の意思は変わらないから取調べを行う必要性は勾留期間を延長する理由にはなり得ない」という原告本人の認識を正すための発言は許容されない。そもそも原告の認識を正すためであったとしても、江口氏の動揺を誘い黙秘権の行使を困難にさせるような発言が許容されるはずがない。

チ 10月28日の取調べにおける川村検察官の「やったこともそうだし、素質的にも、刑事弁護やる資格はないんですよ。刑事弁護だけじゃなくて、弁護士自体、資格がないんですよ、あなたには。なかったんですよ。それを実感できたでしょ、こうなって」「だから諦めてください、もう。無駄なんだから。あなたが無自覚なだけなんです」「刑事弁護は難しいっすよ。高い能力が要るんですよ」と述べた上で「あなたはそこが向いてなかった部分があると思うんですよ、素質として」との発言について

川村検察官の発言はもっぱら、弁護士としての資質を否定することで江口氏を精神的に屈服させ、黙秘権の行使をやめさせるために行われたものであり、身体拘束の理由となっている被疑事実と関連する発問等ではない（基準②に違反する）。また、並行して行われていた捜査によって得られた新たな証拠を前提とした発問等でないこともその内容から明白である。

このような発言が行われていることは、本件が逮捕時点で起訴されることが決まっております、身体拘束の理由となっている被疑事実に関連

する発問を行うつもりなどなかったことをうかがわせ、この日の取調べの全部が黙秘権を侵害するものであり、社会通念上相当な捜査権限の行使と評価し得ず、国賠法上違法であることの徴表である。

なお、被告はこの発言は要旨「弁護士としての適性について述べたものではなく、真摯な反省に基づき真実を供述するよう促す趣旨」であったなどと主張しているが、文意及び前後の文脈からして、川村検察官が江口氏の弁護士としての適性を否定する趣旨で発言したとしか考えようがないことは明白である。

**ツ 11月1日の取調べにおける川村検察官の「あなたの中学校の成績を見ていたら、あんまり数学とか理科とか、理系的なものが得意じゃなかったみたいですねえ。本はたくさん読んでいたみたいだけど。なんかちょっと、論理性がずれているんだよなあ」「(押収されている江口氏の手書きノート(被疑事実とは全く無関係の弁護士業務における心がけに関するもの)の記載を嘲笑しながら読み上げて) ちょっと論理が、あなたの論理ってなんか変なんだよねえ」「不思議なんだよなあ」との発言について**

川村検察官の発言はもっぱら、弁護士としての資質を否定し蔑むことで江口氏を精神的に屈服させ、黙秘権の行使をやめさせるために行われたものであり、身体拘束の理由となっている被疑事実と関連する発問等ではない(基準②に違反する)。また、並行して行われていた捜査によって得られた新たな証拠を前提とした発問等でないこともその内容から明白である。

このような発言が行われていることは、本件が逮捕時点で起訴されることが決まっており、身体拘束の理由となっている被疑事実に関連する発問を行うつもりなどなかったことをうかがわせ、この日の取調べの全部が黙秘権を侵害するものであり、社会通念上相当な捜査権限の行使と評価し得ず、国賠法上違法であることの徴表である。

なお、被告はこの発言は江口氏の供述態度の不合理性を指摘する趣旨であったなどと主張するが、中学時代の成績や論理的思考能力の有無・程度と、江口氏の供述態度とは全く無関係であり、川村検察官の

発言が不合理性の指摘などではなく江口氏を蔑み精神的に屈服させることを意図して行われたことは誰の目にも明らかである。

**テ 11月1日の取調べにおける川村検察官の「そんな見え透いた嘘をつくのはやめましょうよ、恥ずかしいから。大人なんだからさ、子供じゃないんだから。子供みたいなんですよ、あなた見ていると。社会性がやっぱり、ちょっと欠けているんだよね」との発言について**

川村検察官の発言はもっぱら、罵倒し蔑むことで江口氏が社会人としての資質に欠けるかのように思わせ、動揺を誘い精神的に屈服させ、黙秘権の行使をやめさせるために行われたものであり、身体拘束の理由となっている被疑事実と関連する発問等ではない（基準②に違反する）。また、並行して行われていた捜査によって得られた新たな証拠を前提とした発問等でないこともその内容から明白である。

このような発言が行われていることは、本件が逮捕時点で起訴されることが決まっており、身体拘束の理由となっている被疑事実に関連する発問を行うつもりなどなかったことをうかがわせ、この日の取調べの全部が黙秘権を侵害するものであり、社会通念上相当な捜査権限の行使と評価し得ず、国賠法上違法であることの徴表である。

なお、被告はこの発言は「逮捕前の在宅の取調べにおいて原告が虚偽の弁解をしていたことを諫める趣旨」であったなどと主張するが、江口氏を子供扱いすることが「諫める」と評価できるようなものではないことは明白である。

**ト 11月1日の取調べにおける川村検察官の「もともと嘘つきやすい体質なんだから、あなたは」「はっきり取調べにおいて明確な嘘をつくのって、ちょっとやっぱり特殊な人が多いですよ。やっぱり詐欺師的な類型の人たちですよ。あなたもちょっとそこに片足を突っ込んでいると思うな」との発言について**

川村検察官の発言はもっぱら、生来の犯罪者であるかのように罵倒し蔑むことで江口氏が人としての資質に欠けるかのように思わせ、動揺を誘い精神的に屈服させ、黙秘権の行使をやめさせるために行われたものであり、身体拘束の理由となっている被疑事実と関連する発問

等ではない(基準②に違反する)。また、並行して行われていた捜査によって得られた新たな証拠を前提とした発問等でないこともその内容から明白である。

このような発言が行われていることは、本件が逮捕時点で起訴されることが決まっており、身体拘束の理由となっている被疑事実に関連する発問を行うつもりなどなかったことをうかがわせ、この日の取調べの全部が黙秘権を侵害するものであり、社会通念上相当な捜査権限の行使と評価し得ず、国賠法上違法であることの徴表である。

なお、被告はこの発言は「逮捕前の在宅の取調べにおいて原告が虚偽の弁解をしていたことを諫める趣旨」であったなどと主張するが、江口氏を生来の犯罪者扱いすることが「諫める」と評価できるようなものではないことは明白である。

**ナ 11月1日の取調べにおける川村検察官の「珍しいよ、こんなに嘘が明確にばれる人っていうのも。笑っちゃって申し訳ないけど、本当にそうですよ」「ある意味、素直なのかもしれないね。天然っていう言葉なのかもしれない」との発言について**

川村検察官の発言はもっぱら、江口氏が社会人としての資質に欠けるかのように思わせ、動揺を誘い精神的に屈服させ、黙秘権の行使をやめさせるために行われたものであり、身体拘束の理由となっている被疑事実と関連する発問等ではない(基準②に違反する)。また、並行して行われていた捜査によって得られた新たな証拠を前提とした発問等でないこともその内容から明白である。

このような発言が行われていることは、本件が逮捕時点で起訴されることが決まっており、身体拘束の理由となっている被疑事実に関連する発問を行うつもりなどなかったことをうかがわせ、この日の取調べの全部が黙秘権を侵害するものであり、社会通念上相当な捜査権限の行使と評価し得ず、国賠法上違法であることの徴表である。

なお、被告はこの発言は「逮捕前の在宅の取調べにおいて原告が虚偽の弁解をしていたことを諫める趣旨」であったなどと主張するが、川村検察官自ら「笑っちゃって」と認めるように嘲笑しながら「天然」

呼ばわりして上記のような発言をすることが「諫める」と評価できるようなものではないことは明白である。

## (5) 小括

以上のとおり、江口氏に対して行われた約58時間31分の取調べは、その全てが黙秘権を侵害する国賠法上違法なものであり、そのことは川村検察官の各発問等を検討することでより一層明白になる。本件は、川村検察官の個々の発言が違法か否かを判断すれば済むものではなく、黙秘する江口氏に対してこのような発言を含む一連の取調べを延々と継続したことが全般的に黙秘権を侵害するものであることを、正面から判断すべき事案である。

## 第2 弁護士依頼権侵害

### 1 弁護士との信頼関係を破壊する言動は、社会通念上相当と認められる限度を逸脱しており、任意捜査として適法に行われたものではなく、国賠法上違法であること

弁護士依頼権は、被疑者が弁護士を選任した上で、弁護士に相談し、その助言を受けるなど弁護士から援助を受ける機会を持つことを、憲法34条が実質的に保障したものである。被疑者が弁護士からこのような援助を受けるためには、弁護士との信頼関係が不可欠の前提となるから、取調官の行為のうち、被疑者と弁護士との間の信頼関係を破壊する言動は、いかなる目的であっても許されない。弁護士との信頼関係を破壊するような言動は、捜査権の行使として社会通念上相当と認められる限度を逸脱するものであり、任意捜査として適法に行われたものではなく、国賠法上違法である。

### 2 川村検察官の各言動は、弁護士との信頼関係を破壊するものであり、社会通念上相当と認められる限度を超えた違法なものであること

以下のとおり、録音録画記録媒体から明らかな川村検察官の発言と態度によれば、川村検察官の言動は、孤立無援で取調べに臨む江口氏の弁護士との信頼関係を破壊するものであり、社会通念上相当と認める余地はない。なお、下記の(1)及び(3)の言動は、訴状4～6頁では挙げていなかったが、川村検察

官が江口氏と弁護人との信頼関係の破壊を目論んで取調べに臨んでいたことを裏付ける間接事実として、録音録画記録媒体の該当箇所が参照されるべきである。

**(1) 10月18日の取調べの際、江口氏に対し弁護人への疑念を植えつけ信頼関係を破壊しようとした発言について**

10月18日の取調べにおいて、川村検察官は、以下のとおり発言した(乙4・H30.10.18・15時15分45秒～)。

「①中野先生とかねえ、宮村先生だって、おそらくは本当の事実関係知りたいと思ってるはずだと思いますよ。もうこういう刑事事件になっちゃってるわけですから。②きちんと真実をね、語らないと、そういう人たちにもね、迷惑かかっちゃうし、騙すことにもなっちゃうのかもしれないし。それおかしいと思いますよ。③中野先生だって宮村先生だってねえ、証拠関係見れば、そりゃああなたの言ってることが正しいかどうかって、あの人たちもまあ私から見ればすごくまともな方々だから、そりゃわかりますよそんなの。まあ私と全く同じものの見方になるかってのはね、そりゃ違うと思うけども、あくまで弁護人としての立場だと思うんだけども。あまりにも実態と、あなたの弁解が食い違ったときには、そりゃあ迷惑かかるんじゃないですかねえ」

この①ないし③の発言は、いずれも、江口氏が弁護人に対して真実を伝えていないことを前提とする発言である。特に①は、弁護人において江口氏が本当の事実を語ってはいないと思っていると述べるものである。一般に被疑者は、弁護人が自身の供述をどう見ているか(特に、弁護人から疑われてはいないか)について非常に敏感である。川村検察官の上記発言は、江口氏に対し、弁護人が自身の供述を信じてくれているかという点について疑念を植えつけるものであり、江口氏と弁護人との信頼関係を破壊する意図を持っていたことを示している。

なお、この発言は、訴状では弁護人依頼権侵害の箇所で記載していないが、人格権侵害に関して「第3. 3. (2). ①. イ」(訴状7頁)で挙げ



た一連の発言の中の一部であり、乙4の録音録画記録媒体にも収録されている。

**(2) 10月25日の取調べの際、弁護人に対し依頼を継続することを躊躇させようとした発言について**

10月25日の取調べにおいて、川村検察官は、以下のとおり発言した(乙4・H30.10.25・11時25分15秒～)。

「いや、①弁護士中、全員を敵に回すと思いますよ？宮村先生だって中野先生だって辛い立場になると思いますよ、何であんな奴の弁護するんだって、ねえ。(中略) ②あなた別に、自分で考えりゃいいじゃん、弁護士なんだから。③だから宮村先生とか中野先生にも、迷惑かけないでもらいたいですよねえ。自分でやればいいじゃん。自信あるんでしょ？(中略) だから、やってみればいいじゃないの、人に迷惑かけないで。必要性もないし。で、④宮村先生とか中野先生が目から見るとねえ、あいつの弁護してるっていうのは、弁護士自体のね、接見交通に関する世の中の見方を厳しくしちゃうし、それに加担することになっちゃうわけじゃないですか。一体何なんだって言われちゃうわけじゃないですか。なん、迷惑なんですよねえ。あの、いろんな人に迷惑かけないで、諦めてくださいよ、もう。反省してくださいよ、人のせいばかりにしてないで」

①は、江口氏が弁護人らに弁護を依頼することが、弁護人らをして弁護士全体の中で辛い立場に置かせると述べるものであり、弁護人への依頼関係を継続することに躊躇を生じさせる発言である。②は、江口氏が弁護人に依頼することに必要性がないと述べるものであり、弁護人への依頼を抑制する作用を持つ発言である。③は、②を受けて、弁護人に依頼することが迷惑になると述べるものであり、弁護人への依頼関係を継続することに躊躇を生じさせる発言である。④は、弁護人らに弁護をしてもらうことが、弁護人らの立場を悪くするばかりでなく、接見交通に関する社会の見方をも悪化させ、弁護人らをしてそのことに加担させることになることと述べるものであり、弁護人への依頼関係を継続することに

躊躇を生じさせる発言である。いずれも、江口氏をして、このまま弁護人に依頼を継続してよいのか不安にさせ、江口氏と弁護人との信頼関係を破壊する発言であることは明白である。

なお、被告はこの発言について、他の弁護士に迷惑をかけてはいけないと説諭する趣旨であったと主張する。しかし、川村検察官は、弁護士という抽象的な対象に対してではなく、江口氏の弁護人という特定の人物に対して迷惑をかけてはいけないと発言していたのであり、被告の主張は失当である。

**(3) 10月26日の取調べの際、防御方針に関して江口氏と弁護人との間に心理的距離を生じさせようとした言動について**

10月26日の取調べにおいて、川村検察官は、次のように発言した(乙4・H30.10.26・15時18分04秒～)。

「そんな人が、自分の能力だけを過信して、この厳しい状況でね、証拠関係、事実関係としても極めて厳しい状況の中で、公判で空回りすると、まあ可哀そうですよ、奥さんにしても、子供さんにしても、ご両親にしても。おそらく今は、そんな厳しい状況だって誰もわかってないですよ、あなたの親族も含めて、あなた自身も含めて。うーん。宮村先生、中野先生はわかっておられるんだけども、あなたの意向を多分尊重してるんでしょうねえ。謎の意向を。完全に謎なんですよねえ」

この発言は、弁護人において、真実は捜査機関と同様に江口氏の主張が今後認められる可能性はない又は乏しいと考えているが、江口氏の意向を尊重してそれを伝えずにいることを仄めかすものである。上述のように、被疑者は弁護人が自身の供述をどう見ているかについて非常に敏感である。川村検察官の上記発言は、そのような被疑者の心理につけ込み、江口氏をして、事件を闘っていく上で最大の拠り所である弁護人ですら、自身の主張を信じてくれていないのではないかという疑念を生じさせ、江口氏と弁護人との信頼関係を破壊させる意図を持っていたことを示している。

この発言は、訴状では弁護士依頼権侵害の箇所で記載していないが、人格権侵害に関して「第3. 3. (2). ⑤. ウ」(訴状9頁)で挙げた一連の発言の中の一部であり、乙4の録音録画記録媒体にも収録されている。

**(4) 10月27日の取調べの際、弁護人の活動に不信感を植え付けようとした発言について**

川村検察官は、10月27日の取調べにおいて、弁護人らと江口氏の妻とのやり取りの状況につき、次のように述べた(乙4には未収録であるが、被告は準備書面(1)・5頁でこの発言を認めている)。

「どこまで本当のことを弁護士さんが(江口氏の妻に)きちっと伝えているのかっていうのは、かなり疑問があるし、昨日の彼女の反応見ているとねえ。どこかで(江口氏が身体拘束を解かれて)出れるみたいに思っていて。全然、全然違うよね」

川村検察官のこの発言は、弁護人が江口氏の期待に反し、江口氏の家族に対して見通しを正確に説明していないかのように思わせ、江口氏が弁護人の活動に不信感を持つよう仕向ける発言である。江口氏は当時、勾留及び接見禁止により家族と隔離されており、大切な家族との唯一の窓口が弁護人であった。川村検察官の上記発言は、江口氏をして、弁護人に対し、家族との窓口としての役割に疑念を植えつけるものであり、江口氏と弁護人との信頼関係を破壊させる以外の意図でなされたとは考えられない。

なお、被告はこの発言について、反省を促すとともに真実を供述するよう説得する趣旨であると主張する。しかし、弁護人に対する疑念を植えつけるような発言が反省や供述に向けた意欲を引き出すはずがなく、苦し紛れの主張に過ぎない。

**(5) 10月28日の取調べの際、弁護人作成の準抗告申立書の記載内容を繰り返し罵倒した発言について**

10月28日の取調べにおいて、川村検察官は、まず、以下のように発言した(乙4・H30.10.28・11時39分23秒～)。

「あなたの方は、チマチマチマチマ毎回、取調べ時間気にしてて、そして、それを房に帰ってメモして、して宮村先生に伝えて、もうすでにこんなに取調べを受けていますと。で、黙秘の決意は変わらないから、これ以上調べをやるのは、あの、自白を強要するのは、黙秘権の侵害だとか、わけのわからないことを(笑)、主張して。あなたが何で時間気にしているのかなと思ったら、あーそういうことかと思って。①また、着眼点がとろいなと思ったけどもねえ。全然裁判所、むしろそれを、その主張を排斥するために、今後あなたの取調べをする必要があるということをはっきり書いてくれるわけで。だから全然通用してないですよ、あなた方の主張ってのは。②おそらく、あの、黙秘権のところは、宮村先生っていうよりあなただよ。あの稚拙な主張。なんだこれって。ほんっとに、些末な点をね。あの、それじゃ無罪とれないですよ？刑事弁護。(中略)③今回の、あの、手続の、一連の手続見てもそうですよ。みんな首傾げてますよ(笑い)、何なんだって。可哀そうですよ、宮村先生とかも。宮村先生の評価も落ちちゃってるんだから。何だこれって、何この準抗告の申立書って。たぶんあなたでしょ？あの、時間でこんなに取調べ受けてます、これがこれからも続きます、もうしゃべらないので、ね、これ以上の取調べ続けるのは黙秘権侵害です、みたいな。何を言ってるんだ、全然理屈になってねえじゃねえかって」

川村検察官は同日の取調べにおいて、さらに以下のように発言した(乙4・H30.10.28・15時45分04秒～)。

「裁判所はだって、延長の請求、準抗告はもう、全く相手にしてないわけだから。あなたが繰り出した苦肉の策の、もうこの後、黙秘続ける意思が固いから？これ以上の取調べは？黙秘権の侵害だと、自白の強要で黙秘権の侵害だと。裁判所が何言ったかっつたら、さらにひ、被告人を取り調べる必要があるでしょ？あ、被疑者か。④全然、効いてないから、裁判官(笑い)。裁判官てか、裁判所だよ、裁判体だよ、3人の裁判官だもん。敢えてあれ書いてる

と思うんですよ、何を言ってるの？って思ったからだと思う。⑤説得力ないんだよ、あなた方の主張は。その程度の能力で、この事件闘えないですよ」

このうち①は、弁護人が準抗告申立書においてした主張を「着眼点がとろい」と嘲笑するものである。次に②は、弁護人がした主張を「稚拙な主張」と嘲笑するものである。また③は、まず検察庁でも弁護人の評価が低下していると伝え、さらに準抗告申立書における主張が江口氏の発案であるとの根拠のない邪推を重ねて述べ、弁護人と江口氏とを二重に辱めるものである。そして、それに続けて、弁護人の主張内容を揶揄する口調で要約した上、「全然理屈になってねえじゃねえか」と罵倒するものである。さらに④及び⑤の発言は、江口氏をして、弁護人の主張内容に説得力がなく、この事件を任せるに足りる能力がないのではないかと疑念を植えつけるものである。一部、準抗告申立書の記載内容が江口氏の考案したものであると邪推して述べているところはあるものの、結局は江口氏に対し弁護人が提出した準抗告申立書の内容が不適切であったことを伝え、江口氏が弁護人の力量に疑念を抱くように意図してなされた発言であることは、「あなた方の主張」を初めとする一連の発言内容全体を捉えれば明らかである。このような発言が、江口氏と弁護人との信頼関係を破壊させる以外の意図でなされたとは考えられない。

なお、被告はこの発言について、江口氏の認識の誤りを正す趣旨であったなどと主張する。しかし、準抗告申立書（甲1）は、通常の見解力をもって読む限り、弁護人において考案して起案した内容であることは常識的に明らかである。そして上述のように、「あなた方の主張」との発言から、川村検察官においても、準抗告申立書の主張を弁護人の発案であるとの的確に認識していた。したがって、川村検察官の意図が江口氏の認識を正すことではなかったことは明らかである。

### 3 小括

以上のとおり、川村検察官の言動は、いずれも江口氏と弁護人らとの信頼関係を破壊するものであり、任意捜査として許される社会通念上相当な限度を逸

脱し、その全てが国賠法上違法なものである。

### 第3 人格権侵害

#### 1 被疑者の人格権を侵害する発問等が行われた取調べは、社会通念上相当と認められる限度を逸脱しており、任意捜査として適法に行われたものではなく、国賠法上違法であること

被疑者に対する取調べは、社会通念上相当と認められる限度でのみ適法に行い得るものであって、この限度を逸脱する行為があったときは、国賠法上違法である。

人格権は、憲法13条後段の幸福追求権から導かれる基本的人権の一つであり、これを否定・侵害するような取調べは、社会通念上相当と認められる範囲にとどまるなどとは到底考えられない。

よって、被害者の人格権を侵害する発問等が行われた取調べは、任意捜査として適法に行われたものではなく、国賠法上違法である。

#### 2 川村検察官の各言動から、一連の取調べが社会通念上相当と認められる限度を逸脱したものであったことが明らかになり、また各発問等を具体的に検討することで違法性の程度及び江口氏の精神的損害の内容が明らかになること

本件においては、川村検察官の個別の発問等を検討することで、それらの発問等を含む一連の取調べ全体が、江口氏の人格権を侵害し社会通念上相当と認められる限度を逸脱した違法なものであることがより明らかになる。また、違法性の程度及び江口氏が被った精神的損害の内容を明らかにするためにも、川村検察官の発問等を個別に検討することが必要である。なお、川村検察官の各発問等を個別に検討するのは、それによって合計約58時間31分にわたって継続的に行われた一連の取調べ全てが違法であることを明らかにするためであり、川村検察官の個々の言動を分断してそれぞれ違法であるか否かの評価をすれば足りるとする趣旨ではない。

##### (1) 10月18日の取調べの際、江口氏が水を飲むことを制限した言動について

10月18日の取調べの際、江口氏が「居室に戻って水を飲みたい」

と申し出たのに対し、川村検察官は「ダメだ。我慢して。今取調べ中だから」などと述べ、居室に戻ることを認めなかった（乙4には未収録であるが、被告は準備書面（1）・6頁においてこの発言を認めている）。

この言動は、喉の渇きという生物としての根源的な欲求を制約し、取調べの都合を優先させるものであり、江口氏の尊厳を損なう言動である。このような言動が行われた取調べは、社会通念上相当な限度を逸脱したものであり、人格権を侵害するものとして、国賠法上違法である。

なお、被告はこの発言について、取調べの無用な中断を避けるため注意を促す趣旨であったと主張する。しかし、そもそも江口氏が上記申出をした時、江口氏はトイレに行くため取調室の外に出ていたのであり、取調べはすでに中断されていた。したがって、取調べの無用な中断を避けるためという理由は妥当しない。また、取調室またはその付近にある待機室に飲料水を用意しておけば取調べは中断しなくて済むのであり、その用意をしないでおきながら江口氏が水を飲むための行動をとろうとすることを制限するというのは、江口氏の基本的人権を軽視していることの表れといえる。

**(2) 10月18日の取調べの際、反対尋問権の行使を抑制した言動について**

10月18日の取調べにおいて、川村検察官は以下のように発言した（乙4・H30.10.18・15時15分45秒～）。

「①あなたがこうやって黙秘で徹底的に争いますと、裁判所の勾留質問でも言ってるようにねえ、事実は争いますと、事実無根ですと。で私から言わせればねえ、虚偽の弁解に基づいて、そういった主張をね、すると、迷惑かかるんですよ、周りの人に。奥さんとか子供さんにも迷惑かかるんですよ。（中略）②いろんな関係者がいますよねえ今回。そういう人を、法廷にもう一回呼んで、あなたの目の前で、いちいちいちいち、あなたの権利、反対尋問権みたいなもののためにね。そりゃ事件によっては大事ですよそりゃあ。それは重々承知で言ってるけども。今回の事件でやるんですか、そう

いうことを。（中略）刑事事件っていうのは、そういう極限的な状況で、きちっと、関係者が多数いる中で、まあ一番大事なのは、真実をねえ、確定することだし。そういういろんな要請がある中で、議論したりとか、権利を行使したりとか、それっていうのは、やっぱ二の次なんじゃないんですか」

このうち①は、江口氏が黙秘をして無罪主張をすると、周囲の人物に迷惑がかかると述べるものであり、江口氏をして自らの事実認識に基づいて無罪主張を行う意思を阻喪させる作用を持つ発言である。また②は、公判廷において反対尋問権を行使すべきではないと示唆する発言である。被疑事実を争う江口氏にとって、起訴された場合に検察側証人に対し反対尋問権を行使することは、無罪を獲得するために極めて重要な権利であるが、川村検察官の上記発言は、江口氏の正当な防御活動を否定するものである。このような発言がなされた取調べは、社会通念上相当な限度を逸脱したものであり、人格権を侵害するものとして、国賠法上違法である。

なお、被告はこの発言の存在を否認し、その趣旨についても、事実を争って虚偽の主張をすると周囲に迷惑がかかる旨を一般論として説諭したものであるなどと主張する。しかし、まずこの発言の存在は乙4によって明らかである。次に発言の趣旨について、第1に、被疑者が事実と異なる主張をしているように見えるのであれば、被疑者に対する説得は具体的な証拠に基づいて行うのが道理である。周囲の人間に迷惑がかかるという発言は、自分のことで周囲に迷惑をかけたくないと思う被疑者の心理につけ込む悪質な方法であり、方法としての相当性に欠ける。第2に、上記②の発言は、反対尋問権の行使を抑制する内容であり、虚偽の主張をやめさせるという範疇を明らかに逸脱している。被告の主張は失当である。

**(3) 10月18日の取調べの際、義務のない行動をルールと称して強要し、これに従わない江口氏を怒鳴りつけたことについて**

10月18日の取調べにおいて、川村検察官は以下のように発言した



(乙4・H30.10.18・15時28分48秒～)。

川村検察官 : (取調べ状況等報告書に署名しようとしないう江口氏  
に対して) ルールですから。

(中略)

川村検察官 : 署名してください。

江口 : (沈黙)

(中略)

川村検察官 : なぜそんなこともできない。

江口 : (沈黙)

川村検察官 : 弁護士だろ!

江口 : (沈黙)

川村検察官 : ルール守ってくださいよ!

川村検察官の発言は、取調べ状況報告書への署名という被疑者には一切義務がない手続について、それが「ルール」であるなどと称して強要し、これに従わない江口氏に怒声を浴びせたものである。「ルール」という言葉は、少なからず従わなければならない意味を有するのが社会通念である。

たしかに江口氏は、取調べ状況報告書に署名する義務がないことを知っていたが、だからといって、川村検察官の上記言動が違法でなくなるわけではない。まず、検察官がルールでないことをルールと述べたことが問題である上に、加えて深刻な問題は、怒鳴りつけるという外力まで用いて、義務でない行為を意思に反して行わせようとしたことにある。川村検察官のこの行為は、江口氏を精神的に屈服させようとし、尊厳を傷つけたものであり、このような行為がなされた取調べは、社会通念上相当な限度を逸脱し、国賠法上違法である。

なお、被告はこの言動について、取調べ状況等報告書に署名押印するよう説得を試みる趣旨であると主張する。しかし、取調べ状況等報告書に署名すべきルールなど存在しないにもかかわらず「ルール」と称しただけでなく、取調べの場の強制的な雰囲気の下で怒鳴りつけるという方

法まで用いて、義務ではない行為を意思に反して行わせようとした言動は、「説得を試みる」という範疇を逸脱していることは明白である。

**(4) 10月21日の取調べの際、弁護士である江口氏が黙秘権の趣旨を理解していないと揶揄した言動について**

10月21日の取調べにおいて、江口氏が体調についての質問に黙秘したことに対し、川村検察官は、

「答えられないの。それは黙秘と関係あるの」

「それは黙秘権の行使なんですか。あなたの言ってる黙秘権って何なんですか。全然理解できないんだけども。っていうかあなた自身もわかってないんじゃないの？」

と発言した（乙4・H30.10.21・13時59分03秒～）。

まず、全面的な黙秘権行使が許されないかのような川村検察官の発言は、本来認められている黙秘権の範囲を不当に制限するものである。また「あなた自身も（黙秘権について）わかってないんじゃないの」との発言は、江口氏が弁護士であることを踏まえると、単なる知識不足を指摘するものではなく、江口氏が弁護士としての能力に欠けているかのような意味を含むものであり、端的に言って侮辱である。このような発言は人格権を侵害するものであり、このような発言が行われた取調べは、任意捜査として許される社会通念上相当な限度をはるかに逸脱したものであり、国賠法上違法である。

なお、被告はこの発言について、体調の確認に返事をしないことへの疑問を呈する趣旨であったなどと主張する。しかし、「あなた自身もわかってないんじゃないの？」などと弁護士である江口氏が黙秘権の内容を正確に理解できていないかのように述べ侮辱することは、疑問を呈するという範疇を明らかに逸脱している。

**(5) 10月21日の取調べの際、江口氏の人格ないし能力を否定した言動について**

10月21日の取調べにおいて、川村検察官は次のとおり発言した（乙4・H30.10.21・13時59分03秒～）。

「あなたについてのいろいろな人物評みたいなものとかもね、聞いてますけども。まあ少しバランス悪い感じするんですよね。(中略) まあ私はあなたより、まあ10期以上上だからね、まあ宮村先生と同期ですけど、ご存知のとおり。あなたの尊敬する宮村先生とね。まあ宮村先生ほど私は立派だと思わんけども。やっぱりちょっと、バランスの悪さは感じますよね。あなたからまあ話聞いて、して、あなたのいろいろ精神状態とかね、考えとかつづられたノート、なんか見たりとか、(中略) いろいろと収集して、分析して、私なりに解釈してる部分がありますけども。やっぱバランス悪いと思うんですよね」

これらの発言は、江口氏の人格ないし能力を繰り返し否定するもので、人格権を侵害するものであり、このような発言が行われた取調べは、任意捜査として許される社会通念上相当な限度をはるかに逸脱したものであり、国賠法上違法である。

なお、被告はこの発言について、内省を深めさせるために説諭する趣旨であったと主張する。しかし、人格ないし能力を否定することと、被疑事実に関する内省が深まることとは全くの無関係である。さらに、短時間に3回も人格ないし能力の欠点を繰り返しあげつらうことは、内省を深めさせるための説諭という範疇を明らかに逸脱している。

**(6) 10月21日の取調べの際、江口氏の法律実務家としての能力不足を揶揄した言動について①**

10月21日の取調べにおいて、川村検察官は次のとおり発言した(乙4・H30.10.21・14時04分53秒～)。

「まあたとえばね、バランス悪いっていうこと、私がちょっとあなたの証拠関係いろいろ見てて、昨日もちらっと言ったかもしれないけども、たとえば、あの恐喝と、傷害か、最初、住居侵入だけで逮捕されてた事件でしたよね。(中略) それからあなたが、あの、かなり強く、証拠開示の場面で主張していたのが、なんかあれですかね、立小便をしたかどうかの点について、それに関する捜査のね、

証拠あるはずだから開示せいと。(中略) ①ん、まあ、何なんだろうと(笑い)、思いますけどねえ。うん、着眼点が修習生だね。(中略) ②やーっぱり、ピンと来ないですよ。できるな、と思わなかった、少なくとも。何、細かいところ、目行っちゃってんのってね」

川村検察官のこの発言は、本件と無関係な事件における江口氏の刑事弁護活動について「着眼点が修習生」などと揶揄し、江口氏の能力が低く、実務家のレベルに至っていないなどと罵倒するものである。法律実務家にとって、事件や証拠に対するセンス・着眼点が悪いと評価されることは、最も自尊心を傷つけられ、精神的打撃を受ける言葉の1つである。川村検察官はあえて上記発言を行ったものであり、その目的は江口氏を精神的に疲弊させて屈服させることにある。川村検察官の上記言動は人格権を侵害するものであり、このような言動が行われた取調べは、任意捜査として許される社会通念上相当な限度をはるかに逸脱し、国賠法上違法である。

なお、被告はこの発言のうち、①については内省を深めさせるために説諭する趣旨であると主張し、②については発言を否認する。まず、②の発言が存在することは乙4から明らかである。そして①について、「着眼点が修習生」などという法律実務家の自尊心を著しく損なう言葉を投げかけることと、被疑事実に関する内省を深めさせることとは全くの無関係である。

**(7) 10月21日の取調べの際、江口氏の法律実務家としての能力不足を揶揄した言動について②**

10月21日の取調べにおいて、川村検察官は次のとおり発言した(乙4・H30.10.21・14時57分00秒～)。

「まああるいはね、もうちょっと、いろいろ考えてて、ちょっと、あの、何ていうか、①視野が狭いになっていうふうに、あなたについてね、感じる部分もあって。まあごめんなさいね、②さっきから偉そうに説教してるけど、あなたがしゃべらないからこうなってるんだからね。(中略) ③やっぱりだから、何か細かいんですよ、あの、

視点が。事件の見方にしてもねえ」

このうち①及び③は、法律実務家としての能力不足を揶揄するものであり、江口氏に精神的打撃を与え自尊心を傷つける発言である。また②は川村検察官自身、自らの発言が説得ではなく「説教」、すなわち供述の獲得に向けた働きかけではなく、単に江口氏を叱りつけるものであると認識していたことを示している。川村検察官の発言は人格権を侵害するものであり、このような発言が行われた取調べは、任意捜査として許される社会通念上相当な限度をはるかに逸脱したものであり、国家賠償法上違法である。

なお、被告はこの発言のうち、①については内省を深めさせるために説諭する趣旨であると主張し（③について明記はないが同趣旨と思われる）、②については発言を否認する。まず②の発言の存在は乙4から明らかである。そして、①及び③については、法律実務家の自尊心を著しく損なう言葉を投げかけることと、被疑事実に関する内省を深めさせることとは全くの無関係である。

**(8) 10月21日の取調べの際、義務のない行動をルールと称して強要し、これに従わない江口氏の主義・信念を否定し、江口氏が今後罪を犯すと決めつけた発言について**

10月21日の取調べにおいて、川村検察官は江口氏が取調べ状況等報告書への署名押印を拒否したことに対し、次のとおり発言した（乙4・H30.10.21・16時49分18秒～）。

川村検察官： 繰り返しになるけど、みなさんにしてもらってるんですよね。で、①このルールに、そんなに瑕疵があるとも思えないんですよね。それは守ってくださいよ、ルールなんだから。

江口： (沈黙)

川村検察官： ②何でルール守れないの？そういうところなんじゃないの？普通にやりゃいいじゃん、普通に。大事ですよ、バランスとるのに普通であることって。少なくとも

も、普通が何か、で、普通のことには巻かれるのが当たり前の話であって、そんなところでガツガツガツガツ引っかかってたら、何も進めない、られないですよ、いろんな仕事。署名してくださいよ。

江口：（沈黙）

川村検察官：全然難しくないじゃん、別に。③それを署名拒否するところに、なん、なんかのポリシーなんて一ミリもないですよそんなのは。ただの、ルール守りたくないわがままな自己満足な人としてしか目に映りませんよそんなの。ただの感情的になってる、つまらない人、つて映ってますよ。これみんな見るんですから、録音録画。

江口：（沈黙）

川村検察官：ほかの人するんですから、署名。普通に。まああなたは署名するなって言ってたみたいけども。そんなことをさあ、被告人、被疑者に言わせ、言って、可哀そうですよ。意味ないんだもん。もたないよ、その人たちだって。なんでかわかんないんだもん。なんで署名しないのかが。④そういうところも含めて悔い改めないよ、再犯しますよあなた。何らかのかたちで」

このうち①ないし③は、被疑者が取調べ状況報告書に署名することは何ら義務でないのに、それが「ルール」であるなどと称して強要するだけでなく、これに従わない江口氏に対してその信念に基づく決断を否定するものであり、一人の人としての人格を尊重する姿勢が全く見られない発言である。「ルール」という言葉は、少なからず従わなければならない意味を有するのが社会通念である。このような言葉を使い、さらには人格を否定する発言をしてまで義務ではない手続を強要することは、江口氏に対して自らの意思に反した行動を外力により強制しようとするものであり、基本的人権を侵害する行為であることは明らかである。さら

に④は、江口氏が被疑事実を否認しているにもかかわらず、江口氏が罪を犯したものと決めつける発言である。そもそも、署名押印の拒否という態度と、罪を犯すか否かとは、何ら関連性のない事柄である。

上記（３）で述べたのと同様、川村検察官の上記言動の問題点は、ルールでないことをルールと称した点が問題であるし、さらに、人格を否定する発言を用いて、義務でない行為を意思に反して行わせようとした点も問題である。川村検察官のこの行為は、江口氏を精神的に屈服させようとし、尊厳を傷つけたものであり、このような行為が行われた取調べは、任意捜査として許される社会通念上相当な限度をはるかに逸脱したものであり、国賠法上違法である。

なお、被告はこれらの発言について、取調べ状況等報告書に署名押印するよう再度の説得を試みる趣旨であると主張する。しかし、取調べの場の強制的な雰囲気の中で、義務ではない手続について「ルール」という一般に強制力を有する言葉を選択して署名を求める行動が「説得を試みる」という範疇を逸脱していることは明白である。また、取調べ状況等報告書に署名すべきルールなど存在しないにもかかわらず、「ルール」というあたかも従わなければならないかのような言葉を選択すること自体、虚偽の説明を行うに等しく、この点でも説得として許される範囲を逸脱している。加えて、今後罪を犯すなどと決めつけ人格を否定するような発言が説得などといえるはずがない。

**(9) 10月23日の取調べの際、黙秘権を行使していることを嘲笑し、排泄行為を行うために服従的な言葉を用いるよう強要した言動について**

10月23日の取調べにおいて、川村検察官は次のとおり発言した(乙4・H30.10.23・16時11分15秒～)。

川村検察官 : ①いやもう、黙秘ですと(笑い)。これはいかんでしょう。何なんだってそれはって。弁護士じゃないのかって。なんで説明しないんだ。ねえ、かたや弁護士だあつつって、相手方には説明しろ説明しろ、検察官には説明しろ説明しろって、さんざん今まで言って

きといて、自分がそういう立場に立つと、黙秘します、権利ですからって（笑い）。そりゃ法律上は許されるかもしれないし、権利なのかもしれないけど。

江口 口 : トイレに。

川村検察官 : トイレがなんだ。

江口 口 : トイレに行きます。

川村検察官 : ②『行きます』じゃなくて、『行きたいです』ですよ。

江口 口 : トイレに行きます。

川村検察官 : 『行きたいです』。

このうち①は、江口氏が黙秘権を行使する態度を嘲笑するものである。加えて、江口氏が弁護士としてのこれまでの活動とは異なる態度を選んでいることを嘲笑するものでもある。まず、黙秘権は憲法上認められた権利であり、これを行行使することを嘲笑される謂れはない。また、検察官は江口氏が弁護士として過去にどのような活動をしてきたのか、そのすべてを知る立場にはなく、全くの想像で江口氏の選択を非難するものであるし、弁護士としてどのような活動をしてきたにせよ、被疑者の立場に置かれたときに黙秘権行使を非難される謂れはない。

次に②は、トイレに行くためには「行きたいです」と許可を求めるような言い方をするよう繰り返し求める言動である。排泄行為は生物として不可欠の行動であり、そのために服従的な発言をするよう強要することは、江口氏の尊厳を深いところまで傷つけようとする、非人間的な言動である。

川村検察官のこれらの言動はいずれも人格権を侵害するものであり、このような言動が行われた取調べは、任意捜査として許される社会通念上相当な限度をはるかに逸脱したものであるから、国賠法上違法である。

なお被告はこの発言のうち、①については発言内容を否認し、反省して真実を供述するよう説得する趣旨であったなどと主張する。②については、故意に取調べを中断させるような態度を諫める趣旨であったと主



張する。しかし、①の発言が存在することは乙4から明らかである。そして、憲法上認められた権利を行使する姿を嘲笑することが説得に当たるはずがないことも明白である。また②に関しても、そのような趣旨ならそのまま言葉にすればよいだけのことであり、人格を傷つけてまで服従的な発言をするよう強要したことの説明になっていない。

**(10) 10月23日の取調べの際、トイレのために取調べが中断したことを謝罪するよう求めた言動について**

10月23日の取調べにおいて、上記(9)の後にトイレから戻ってきた江口氏に対し、川村検察官は、

『取調べ中断してすみませんでした』とか言うんじゃないの、普通。子供じゃないんだから。あんた被疑者なんだよ、犯罪の』

と発言した(乙4・H30.10.23・16時18分45秒～)。

この発言は、江口氏に取調べを中断したことを謝罪するよう求めるものであり、上記(9)に続けてトイレという生物としてやむを得ない生理現象について、服従的な言動を強いるものである。さらには、被疑者という立場だからといって検察官に対し服従的な態度をとる必要などないにもかかわらず、そのような態度をとるべき立場であることを強調するものであり、江口氏を卑屈にさせ、精神的に屈服させようとする言動である。「あんた被疑者なんだよ、犯罪の」という発言からは、川村検察官は、被疑者は自分とは対等ではなく、検察官に服従すべき存在であると考えていることがうかがえる。川村検察官のこの発言は人格権を侵害するものであり、このような発言が行われた取調べは、任意捜査として許される社会通念上相当な限度をはるかに逸脱したものであるから、国賠法上違法である。

なお、被告はこの発言について、故意に取調べを中断させるような態度を諷める趣旨であると主張するが、そのような趣旨ならそのまま言葉にすればよいだけのことであり、人格を傷つけてまで服従的な発言をするよう強要したことの説明になっていない。

**(11) 10月23日の取調べの際、関係者の心情を根拠なく想像し、あた**

## かもそれが真実であるかのように伝えることで、江口氏の不安を煽った言動について

10月23日の取調べにおいて、川村検察官は、江口氏が罪を認める供述をしないことにつき、「①もう迷惑かけないでくださいよ。みんな、ものすごい怒っていますよ、多分。あるいは迷惑に感じているし、悲しんでいると思いますよ」などと述べた上で、「②つらいと思いますよ、特に家族は、あなたが心配していたとおり」などと述べた（乙4には未収録であるが、被告は準備書面（1）・9～10頁でこれらの発言を認めている）。

このうち①は、「多分」とあるとおり、江口氏の周囲の人物の考えを根拠なく想像するものである。そのような人物がいるか不明であるのに、あたかも江口氏を迷惑に思い怒っている関係者が実在するかのうように伝えることで、ことさらに江口氏の不安を煽り精神的に苦痛を与えようとする発言である。②も同様に、江口氏の家族の心情を根拠なく想像し、あたかもそれが真実であるかのように伝えることで江口氏を不安にさせる発言である。川村検察官のこれらの発言はいずれも人格権を侵害するものであり、このような発言が行われた取調べは、任意捜査として許される社会通念上相当な限度を逸脱したものであるから、国賠法上違法である。

なお、被告はこの発言について、実家には捜索のことで、拘置所職員にはトイレのことで迷惑をかけていることなどに自覚を促す趣旨であったと主張する。しかし、いずれの発言も、前後の文脈からすれば、実家の家族や拘置所職員について指摘したものでないことは明らかである。そもそも、迷惑に感じている関係者が実在するかも不明であり、迷惑をかけていることについての自覚を促す必要性もなかった。もし仮にそのような関係者が存在したとしても、自覚を促すためにことさらに不安を煽るような発言をすることは許されない。

## (12) 10月25日の取調べの際、黙秘権行使の姿勢を口汚く罵倒し、江口氏の思考過程に欠陥があると述べた言動について

10月25日の取調べにおいて、川村検察官は次のとおり発言した（乙

4・H30.10.25・11時07分57秒～)。

「①挨拶ぐらいしろよ。挨拶無視するっていうのはよくないですよ。自分がやられたら嫌だろ。黙秘権と関係ねえじゃん。(中略)司法試験はねえ、三振しかねないところで、ギリギリ頑張って受かった。まあ苦しかったんでしょうねえ。まあそんな時に比べりゃあ楽だと、こんなこと考えてるんですかねえ。まあ、でもさあ、その司法試験の時は、頑張って、先があったわけじゃないですか。現に合格してねえ、弁護士になれたわけだから。で、今回、何も生まないですよ。頑張った、頑張ったとしてもね。本質的に、全然状況違うんですよ。そういうとこ、理解できてますか?②単にね、苦しい状況っていう場面だけで物事考えてない?どうもあなたの思考過程っていうのは、そういうところがあるように思えるんだけどねえ。本質を見れないから」

このうち①は、上下関係のない社会人同士の会話であるにもかかわらず「しろよ」「嫌だろ」「関係ねえじゃん」などと、敬語を使うことなく罵倒したものである。相手に対する最低限の礼儀すら欠く言葉をあえて用いることで、江口氏に対し敬意を払う必要すらない相手であることを思い知らせようとしたのである。

②は、江口氏の思考過程に欠陥があると述べ、江口氏の能力が低く、実務家のレベルに至っていないということを揶揄するものである。法律実務家にとって、状況や物事に対する見方や理解の仕方が悪いということは、最も自尊心を傷つけられ、精神的苦痛を受ける言葉の1つである。川村検察官はあえてこのような発言を行うことで、江口氏に精神的な打撃を加えて屈服させようとしたのである。

これらの川村検察官の発言はいずれも人格権を侵害するものであり、このような発言が行われた取調べは、任意捜査として許される社会通念上相当な限度をはるかに逸脱したものであるから、国賠法上違法である。

なお、被告はこの発言について、挨拶は自己に不利益な供述でないのに挨拶をしないことに疑問を呈する趣旨であると主張する。しかし、相

手に対する最低限の礼儀すら欠く口汚い言葉を用いることや、実務家としての能力を否定することが、挨拶をしないことについての疑問を呈したと評価されることなど、およそあり得ない。被告の主張は苦し紛れになされたものに過ぎない。

**(13) 10月26日の取調べの際、「お子ちゃま」「ガキ」「子供が大きくなっちゃったみたい」「発想が子供」「なんか大きい子供がいるなあ」と人格を執拗に罵倒した発言について**

10月26日の取調べにおいて、川村検察官は次のとおり発言した(乙4・H30.10.26・14時53分00秒～)。

「お子ちゃま発想だったんでしょうねえ、あなたの弁護士観っていうのはねえ。全然大間違いですよ。ガキだよ、あなたって、なんかね。子供なんだよね。子供が大きくなっちゃったみたいだねえ。昨日の押収手続のことにしても、昨日さんざん言ったけど、あの、発想が子供なんすよね。なんか昨日の押収手続見ても、なんか大きい子供がいるなあみたいだね、ちょっとびっくりした感じですよ(笑い)。」

これらの発言が一般社会で行われれば、直ちにパワハラなどの非難を受けることになる。川村検察官の発言は、江口氏の人格を尊重しようという考えが一欠片もない異常なものであることを示している。「お子ちゃま」「ガキ」「子供が大きくなっちゃったみたい」という罵倒は、相手を心の底から見下し馬鹿にする、これ以上なく侮辱的な発言である。川村検察官の発言は江口氏の人格を正面から否定するものであり、このような発言が繰り返し行われた取調べは、任意捜査として許される社会通念上相当な限度をはるかに逸脱したものであることは明らかであり、国賠法上違法である。

なお、被告はこの発言について、被害者等の感情を想像できていないのではないかと指摘する趣旨であったなどと主張する。そもそも江口氏が被疑事実を否認し黙秘していることを措くとしても、被害者等の心情を慮るよう論ずることと、江口氏の人格を正面から否定する「お子ちゃま」

等の言葉を選択することとは全くの無関係である。被告の主張は苦し紛れの言い逃れに過ぎず、検討に値しないほどに失当である。

**(14) 10月26日の取調べの際、江口氏の弁護士としての能力不足を揶揄した発言について**

10月26日の取調べにおいて、川村検察官は次のとおり発言した(乙4・H30.10.26・14時53分00秒～)。

「ちよつとこう、立ち止まって考えちゃうと、AかBか選択しないといけなくなると、なぜか必ず間違う、みたいなね(笑い)。昨日も、ねえ、あの押収品目録のところ、立会人として署名してって話で、んで住居と氏名と書いてって。ああ書くんだって。でも書かないのかと思ったら、書くんだって話で、してなんかちよつと考えちゃうわけですよ。まあ名前はともかく、住居どうしてやろうっていうので、くるつとこう、頭回転させると、間違った結果、結論が出てくるわけじゃないですかあ(笑い)。そしてなぜか、石川事務所の(笑い)、住所書くわけでしょ。んで私が、いやいや、これ個人で、ねえ、個人として押収されてんだし、立ち会ってるの個人として立ち会ってんだから、石川事務所関係ないからあ、ねえ、自分の住所書いてって、正しいことをまあ私が言ったら、いやいや、これは、押収された物ってのは、石川事務所の関係で使ってた物だから、だから事務所の住所なんだってね。だから論理が、飛んでんですよ。(中略) それもう、見る人が見たら、なんなのこいつって、ほんとに弁護士なの?って。あの、あなた以外、あんなことする人いないからね(笑い)、世の中に。ものすごい珍しい人なんですよ、あなた。(中略) 普通有能力がある弁護士であれば、もうそうなることが直感的にわかるから、別に個人の住所書くんですよ、普通に。ね。そこで、あくまでも石川事務所の住所書くんだっていう判断をしてしまうあなたは、あなた、どっかおかしいですよ。能力がねえ、足りてないですよ。争うとこ間違ってるんですよ完全に」

これらは、江口氏が押収品目録に住所を記載する際、当時の所属事務

所の住所を記載したことについてなされた発言である。川村検察官は、押収品目録には自身の生活場所の住所を記載しなければならないという自らの考えが正しいと認識してそのように指示し、これに従わなかった江口氏の行動について、あたかも弁護士としての能力不足からきたものであるかのように非難しかつ嘲笑したものである。繰り返し述べているように、法律実務家である江口氏にとって、実務家としての能力を否定されることは最も自身の尊厳を傷つけられる行為であった。川村検察官のこれらの言動はいずれも人格権を侵害するものであり、このような言動が行われた取調べは、任意捜査として許される社会通念上相当な限度を逸脱したものであるから、国賠法上違法である。

なお、被告はこれらの発言について、自宅住所を書くよう説明したのにその訂正に応じないという態度を諷める趣旨であったと主張する。しかし、そのように諷めるために、江口氏の人格を否定し嘲笑するような言動をすることは必要なく、相当でもないことは明白である。

**(15) 10月26日の取調べの際、「あなたのやってることは空回り」「ちょっと歪んじゃってる」「刑事弁護を趣味でしかやれない人。プロではない」「発想がお子ちゃま的」「僕ちゃん」などと人格及び弁護士としての能力を執拗に否定した言動**

10月26日の取調べにおいて、川村検察官は以下のとおり発言した(乙4・H30.10.26・15時18分04秒～)。

「空回り。あなたのやってることは空回りなんすよ。やってたこともね。今もそうだし、過去もそうですよ。なぜかという、繰り返すことになるけど、本質を見ようとする能力、努力、いずれも足りなかったからですよね。すべてが場当たりの。でしかも、ちょっと歪んじゃってるわけですよ。(中略)それが原因になって、間違えちゃう。ちょっと考えると間違えちゃう。まさに昨日の、なぜか石川事務所の住所書いちゃうみたいなねえ。超、筋悪ですね。まさに刑事弁護を趣味でしかやれない人。プロではない。(中略)あなたの例のねえ、なんか精神論ノートみたいな、誤りだらけの精神

論ノートを、あの、見てて思ったんだけど、あの、この人は、事実の見方とか、なんていうのかな、証拠の見方とか、そういうのこの人はすごく苦手にしてるなって思ったんですよねえ。多分わかってないんだと思うんですよ。（中略）ものすごい、こう抽象的なんですよね、うーん、あなたの発想っていうのが。お子ちゃま的。（中略）短絡的、お子ちゃま的なんですよ、あなたの発想っていうのは。僕ちゃん、質問上手だから、それで、刑事弁護で名を上げるんだと、僕ちゃんの質問技術をもってすれば、オープンに聞いていけば、真実が語られるんだと、ねえ。（中略）だからやっぱり、ちょっと残念ながら、ねえ、あの、うーん、物事を客観視できないっていうのは非常に悲しいですよ。まあそれが、熱心なだけに空回りしまくりで。（中略）あなたは結構そういう、信用できる、この人はすごいってなると、丸飲みにし、するんでしょうしねえ。自分で、こう咀嚼して、自分に、こう定着させるっていう能力が、なんかちょっと欠けてるんじゃないかなあと思っています」

上記(13)でも述べたが、このような発言が一般社会で行われれば、直ちにパワハラ等の非難を受けることになる。川村検察官の一連の発言は、それほどに異常である。これらの発言は、「歪んじゃってる」「お子ちゃま」「僕ちゃん」など見下し馬鹿にする、これ以上ないほどに卑劣な言葉を用いて江口氏の人格を傷つけるものである。しかも、そのような卑劣な言葉を用いながら、同時に江口氏の法律実務家としての資質をも否定し嘲笑するものである。繰り返し述べているとおり、法律実務家である江口氏にとって、実務家としての能力を否定されることは最も自身の尊厳を傷つけられる行為であった。このような発言が繰り返し行われた取調べは、任意捜査として許される社会通念上相当な限度をはるかに逸脱したものであることは明らかであり、国賠法上違法である。

なお、被告はこの発言について、犯罪行為をしてまで小林氏の刑事責任を免れさせようとした判断が誤っていたことを自覚するよう促す趣旨であり、江口氏の能力、発想や考え方について述べたものではないと主

張する。しかし、川村検察官の発言が、江口氏の人格及び法律実務家としての能力について言及する意図でなされたことは、前後の文脈及び一連の取調べにおいて川村検察官が繰り返し人格及び能力否定の発言を繰り返していることからすれば、疑いようもなく明白である。被告の主張は苦し紛れになされたものに過ぎない。

**(16) 10月26日の取調べの際、「およそ的外れ」「刑事弁護人として失格」などと江口氏の刑事弁護人としての能力を否定した言動**

10月26日の取調べにおいて、川村検察官は次のとおり発言した(乙4・H30.10.27・16時02分15秒～)。

「10日っていう区切りでこの事件を見てる時点で、あるいは何とかしようと思ってる時点で、あの、およそ的外れなんですよ。それから、逮捕、で勾留請求されるのわかってるわけで、2日っていうのも、あの、発想として完全に誤りなんです。 (中略) 逮捕されたら、20日。認めても20日ですよ。そんなの、当たり前じゃないですか。なんでそういうかたちに伝わってないのかが、謎すぎるんですけども。というか、そういう見通しが立てられない時点で、もう刑事弁護人としては失格ですよ。自分の客観的な立場がわかってない。まあ、なんていうか、ある意味、そこを認めたくなくてね、そのなんていうか、願望が非常に強すぎてるのかもしれないですけどもねえ」

この発言は、江口氏の刑事弁護人としての見通し能力を否定するものである。法律実務家である江口氏にとって、実務家としての能力を否定されることは最も自身の尊厳を傷つけられる行為であった。また、川村検察官は「逮捕されたら、20日。認めても20日ですよ。そんなの、当たり前じゃないですか」という発言に表れているとおり、刑事訴訟法の原則例外規定を逆転して認識している。たしかに実務の運用上、刑事訴訟法の趣旨に反してこのように表現できる実態があるのは否定できない。しかし、だからといって、原則どおりの正しい理解をしていることをもって「およそ的外れ」「刑事弁護人として失格」などといえるはずは



ない。川村検察官のこのような発言が行われた取調べは、任意捜査として許される社会通念上相当な限度をはるかに逸脱したものであることは明らかであり、国賠法上違法である。

なお、被告はこの発言について、江口氏の妻に対する説明の誤りを指摘するとともに、刑事責任の重さを自覚して真実を供述するよう説得する趣旨であると主張する。しかし、「江口氏の妻に対する説明」なるものは、川村検察官が一方向的に憶測したものにはすぎない。また「およそ的外れ」「刑事弁護人として失格」などという人格を否定する発言が、供述に向けた説得に当たらないことは明白である。

**(17) 10月27日の取調べの際、江口氏の間人関係を破壊する行動を示唆し、江口氏を困惑ないし畏怖させた言動**

10月27日の取調べにおいて、川村検察官は次のとおり発言した(乙4・H30.10.27・15時45分40秒～)。

「ほんっと無茶苦茶だよ、情けない。どうやったらこんな弁護士ができてあがるんだ。そういえば、弁護教官聞いてなかったな、刑弁教官。誰？刑弁教官。聞きに行こうかなあ、どういう教育してんだって、なんでこんなことになってんだって。そう、調べりゃわかるから、ちょっとやるか。法廷に立ってもらおうか。そういうのも必要だよ。おかしいよねえ、こんな弁護士生み出して。どういう教育してんの？司法研修所。まあいいや、ちょっと調べとくわ」

江口氏にとって、無実とはいえ、逮捕勾留され捜査を受けていることは可能な限り知られたくないことである。また、検察官には自覚がないのかもしれないが、誰であれ捜査機関や裁判所から出頭を求められること自体が精神的負担になるのが通常であるから、江口氏にとって、自分のせいで捜査機関や裁判所に出席を求められるなどの迷惑を関係者にかけてくれないと考えるのも自然なことである。しかもその相手が、司法修習時代の恩師である刑事弁護教官であればなおさらである。川村検察官の上記発言は、江口氏のこのような心理につけ込み、刑事弁護教官と江口氏との人間関係を破壊しかねない行動に及ぶことを示唆し、ことさら

に江口氏を困惑させ、畏怖させるものである。川村検察官のこのような発言が行われた取調べは、任意捜査として許される社会通念上相当な限度をはるかに逸脱したものであることは明らかであり、国賠法上違法である。

なお、被告はこの発言について、内省を深めさせる一環として、犯罪行為を行ってまで小林の刑事責任を免れさせようとしたことを非難する趣旨であると主張する。しかし、司法修習時代の教官という明らかに事件と無関係な人物に捜査機関や裁判所への出頭を求めることを示唆する発言は、内省に向けた意欲を引き出すものとはなり得ない。

**(18) 10月27日の取調べの際、将来の経済状況に言及することでことさらに不安を煽った言動について**

10月27日の取調べにおいて、川村検察官は、江口氏が罪を認める供述をしないことについて、次のように発言した（乙4には未収録であるが、被告は準備書面（1）・12頁で発言を認めている）。

「いろんな意味で破綻しますよ。特に経済的に。そしたら立ち直れなくなっちゃうじゃないですか、自己破産みたいな話にまで行っちゃったらねえ」、(罪を認める供述をする場合に触れながら)「認めて、次のステップに進んでいけば、少なくともガチンコに争っていくよりは、費用的にも全然かからないわけだし、とにかく外に、社会に出られれば、働けば稼ぎも得られるわけだからねえ」、「徹底的に争って無罪を勝ち取るっていうのを唯一の望みにして、そこに向けて、もう周りも見ずに突き進むんだって、多分そんな発想なんだろうけど。繰り返しになるけど、それで通ればいいけども、通らないですから」、「どう考えても、今のあなたの態度は客観的な合理性に欠けている、ただの自己満足、自己主張としか見えない」

この発言は、争う姿勢を続けた場合に待ち受ける経済的な破綻や自己破産といった経済面の不安をあおりつつ、争うことは「合理性が欠けている」、「ただの自己満足」と断定することで、江口氏を不安に陥れようとするものである。川村検察官は、ただでさえ前日（10月26日）に

勾留期間が延長され、今後の身体拘束期間や生計に関して不安の高まった状態の江口氏に対して、あえてこの発言を申し向けたものであり、江口氏をして不安を煽り立てて困惑させる意図でなされた発言であることは明白である。このような発言が行われた取調べは、任意捜査として許される社会通念上相当な限度を逸脱したものであることは明らかであり、国賠法上違法である。

なお、被告はこの発言について、真摯な反省に基づいて真実を供述することの合理性を教示する趣旨であると主張する。しかし、経済的な破綻や自己破産の不安を煽ったところで、真摯な反省に基づいて真実を供述することの合理性を教示することにはならない。

**(19) 10月28日の取調べの際、江口氏の弁護士としての活動を嘲笑・罵倒した言動**

10月28日の取調べにおいて、川村検察官は次のとおり発言した(乙4・H30.10.28・11時39分23秒～)。

「それじゃ無罪とれないですよ？刑事弁護。まあ、実際取れてないと思うけど、あなたの活動ではね。下手くそなんだよ。やり方がね。全然怖くないもん。鬱陶しいだけ。前にも言ったけども。まあ、それは他の、あの事件直接に担当してた人からも私話聞いているから。鬱陶しいだけなんですよ。あの、イライラさせる、人をね。まあ、それがあなたの狙いなんだろうけども。でも、そんなところで、あの、あなたはねえ、自分のノートに、その、やっぱ自分が強くないといけない、言うことを聞かせるためには、みたいなことをね、対検察、対警察との関係でもそういう趣旨のことを書いていたけれども、あの、全然強くは見えないですよ。鬱陶しいだけなんですよ。面倒くさい。うん。もう、そ、それしかないですよ。手強いなっていう感じにはならないんですよ。(中略)で、チマチマチマチマそういう主張を、あの、考えて、毎回毎回取調べ時間を覚えていって、他方で取調べ状況報告書には署名しないっていうね。もう、な、何をしたいのかが、全然、その本質が見えていないところがね

え、もう、完全に露呈してますよねえ」

これらの発言は、被疑事実とは全く無関係の、江口氏が弁護士として担当した事件における活動を執拗に嘲笑、罵倒するものである。法律実務家である江口氏にとって、実務家としての能力やそれまでに行った弁護活動の価値を否定されることは最も自身の尊厳を傷つけられる行為であった。このような言動が繰り返し行われた取調べは、任意捜査として許される社会通念上相当な限度をはるかに逸脱したものであることは明らかであり、国賠法上違法である。

なお、被告はこの発言について、原告の認識の誤りを正す趣旨であると主張する。しかし、本件と関係のない事件における江口氏の刑事弁護活動を嘲笑し罵倒を浴びせても、江口氏の認識の誤りを正すことにはつながらない。被告の主張は説明になっていない。

#### **(20) 10月28日の取調べの際、人間関係を破壊する行動を示唆し江口氏を困惑ないし畏怖させた言動について**

10月28日の取調べにおいて、川村検察官は次のとおり発言した(乙4・H30.10.28・14時42分29秒～)。

「もうそんな人がね、あの、刑事弁護に手え出すもんだから、こ  
うなっちゃうよね。まあ、だから、そう、こんな弁護士を生み出す  
今の制度っていうのは、ちょっとやっぱりよくよく見直していか  
ないと、その、教育のあり方についてもねえ。(中略) あの(笑い)、  
もうこれ、完全に由々しき事態で、こんなのが弁護士だったのか  
つてねえ、なりますよ。(中略) だからやればいいじゃないですか。  
それは別に全然いいんだけど、それはあなたのためにならんし、  
まああなたは確信犯でやってるからそれはいいとして、もう周りが  
可哀そうですよねえ、やっぱり。家族とか、あとは、その弁護士仲  
間とか、あるいは、あなたに関わった修習の関係とか、あるいは学  
校の先生とか。学校の先生ってのは早稲田大学の先生とかね、東京  
大学の先生ですよ。その人たちだって嫌な思いするわけですから。  
あなたが騒げば騒ぐほど、なんであんな、あんなことになってんだ

って、批判されちゃいますよ。どういう勉強の仕方をしてたんだってねえ。ロースクールでいったい何を教えてたんだって話だし、で早稲田の成績結構よかったってなったら、なんでそんな奴が成績いいってなってんだって、教育制度どっか欠陥あるんじゃないかって、こうなりますよ。（中略）んで、あなたのゼミの先生、早稲田のゼミの先生、慶應の先生って言ってたけど、今名前ど忘れしちゃったけども。あなたのことをすごく、あの、褒めてたし、将来がすごく楽しみだみたいなことも書いてあったけども。（江口氏を差して）これじゃないですか。して、法廷でわけのわからないこと喚いてるって。人見る目ないんじゃないかって思われちゃいますよね。私はそう思ってるけども、すでに」

江口氏にとって、正当な態度とはいえ自らが黙秘をしていることが原因で知人・友人や恩師に迷惑をかけることは避けたい事態である。江口氏が黙秘をしていることにより母校である大学やロースクールが内外から批判を受けることになるとは到底思えないものの、万が一そのような事態が起きれば、江口氏と母校との関係性は破壊されることになる。川村検察官の上記発言は、江口氏のこのような心理につけ込み、母校との関係性を破壊しかねない行動に及ぶことを示唆し、ことさらに江口氏を困惑させ、畏怖させるものである。川村検察官のこのような発言が行われた取調べは、任意捜査として許される社会通念上相当な限度をはるかに逸脱したものであることは明らかであり、国賠法上違法である。

なお、被告はこの発言について、原告を指導した関係者等に迷惑をかけるおそれがあると論ず趣旨であると主張する。しかし、検察官はそのようなことを論ずべき立場になく、被告の主張は、周囲に迷惑をかけたくないと思う江口氏の心理につけ込む言動を糊塗するものに過ぎない。

#### **(21) 10月28日の取調べの際、江口氏のこれまでの弁護士としての活動を否定した言動**

10月28日の取調べにおいて、川村検察官は次のとおり発言した(乙4・H30.10.28・15時12分40秒～)。

「依頼者だって可哀そうですよねえ。見通しきちっと立てられないし伝えることもできない、ある意味弁護士としての能力が相当程度劣っているあなたの弁護活動をねえ、何だか知らないけど弁護士っていう肩書があるもんだから、で何だか知らないけどテレビも出てるもんだから、あれ何となく信用できるのかしらって関わっちゃった人たちが、おかしな弁護活動されて、権利義務についての重大な場面でひどい目に遭って。ある意味取り返しつかないことだってあり得るわけですからねえ」

この発言は、江口氏の弁護士としての能力を否定し、その上でそのような江口氏に弁護活動を依頼した過去の依頼者が可哀想などと述べることで、江口氏のこれまでの弁護活動の価値を否定するものである。法律実務家である江口氏にとって、実務家としての能力やそれまでに行った弁護活動の価値を否定されることは、最も自身の尊厳を傷つけられる行為であった。このような発言が繰り返し行われた取調べは、任意捜査として許される社会通念上相当な限度を逸脱したものであることは明らかであり、国賠法上違法である。

なお、被告はこれらの発言について、動機の形成過程について内省を深めさせ、真摯な反省に基づいて真実を供述するように説得する趣旨であると主張する。しかし、江口氏の実務家としての能力を否定する発言と、真実を供述することの説得とは全く関連性がない。

**(22) 10月28日の取調べの際、家族が感じている不安を過大に伝え、江口氏的不安をことさらに煽った発言について**

10月28日の取調べにおいて、川村検察官は次のとおり発言した(乙4・H30.10.28・15時12分40秒～)。

「可哀想なのは、やっぱ家族ですよ。■さんにしても、下手したら■ちゃんにしても、何らかのかたちで、もう今もねえ、なんとなくあなたがいないことについて気づいてるみたいだって話もしてたから。顔忘れちゃうって言ってたし。なんとか会えるようにしてほしいって言ってたし。でもあなたがこんな黙秘みたいなの

戦略とるもんだから。接見禁止の一部解除請求だって職権発動されないし、その状況の中では、保釈なんておそらくあり得ないだろうしねえ。他方であなたは、奥さんにも、家族にも、2日で出るとかね、10日で出るとか、わけのわからないことを言って(笑い)、実際は20日、20日か22日間はもう確定してるわけだね、今の時点でもう。んで挙句の果てに今度、公判請求されて、月単位。④一体何を信じればいいんだって話だよ。あなたのこと信じてあげたいって気持ち、おそらく家族であれば、今の時点ではあるのかもしれないけど、あなたの言ってたことと起きてる事態が全然違うわけだから、何でなんだってなるよねえ、それは。そうずっと、あなただって疑われちゃうんじゃないの？あの子あんなこと言ってたけど、ちょっとそれは軽々しく見てたんじゃないの、間違ってるんじゃないのってねえ。で宮村先生、中野先生だって、そんなこと言われたら、説明に窮すると思うんだよねえ。ずっと家族、どうしていいかわかんなくなっちゃうし」

川村検察官は、このまま不在が続くと娘が江口氏の顔を忘れてしまうという妻の不安の言葉を伝えることで、逮捕されてから10日以上が経ち家族への心配を募らせる江口氏の不安につけ込もうとしている。また、江口氏が逮捕前に説明していた見通しと異なる状況が続くことにより家族が江口氏を信頼しなくなるのではないかなどと勝手な予想を並べ立ててもいる。これらの発言は江口氏の不安をことさらに煽り、困惑させるものである。このような発言が繰り返し行われた取調べは、任意捜査として許される社会通念上相当な限度を逸脱したものであることは明らかであり、国賠法上違法である。

なお、被告はこれらの発言について、動機の形成過程について内省を深めさせ、真摯な反省に基づいて真実を供述するように説得する趣旨であると主張する。しかし、江口氏の不安をことさらに煽ることと、真実を供述することの説得とは全く関連性がない。

**(23) 10月28日の取調べの際、「僕ちゃん強くない」などと人格を執拗**

## に罵倒した発言について

10月28日の取調べにおいて、川村検察官は、

「僕ちゃんは強いから何とかしてやるっつって津波と闘ったって、勝ち目ないわけじゃないですか。んで、僕ちゃん強くないし、弁護士として」

などと発言した（乙4・H30.10.28・15時29分20秒～）。

上記（13）及び（15）でも指摘したが、相手を「僕ちゃん」呼ばわりする発言が一般社会で行われれば、直ちにパワハラ等の非難を受けることになる。川村検察官の発言は、江口氏の人格を尊重しようという考えが一欠片もない異常なものである。この罵倒は、相手を心の底から見下し馬鹿にする、これ以上なく侮辱的な発言であり、江口氏の人格を正面から否定するものである。加えて、自身を含む国家権力を津波という抗うことのできない脅威に例えることで、江口氏をして無力感に陥らせようとするものである。このような発言が行われた取調べは、任意捜査として許される社会通念上相当な限度をはるかに逸脱したものであることは明らかであり、国賠法上違法である。

なお、被告はこの発言について、犯人隠避教唆という犯罪行為が弁護士資格に与える影響を自覚させ、真摯な反省に基づいて真実を供述するよう促す趣旨であると主張する。しかし、「僕ちゃん」呼ばわりし人格を損なうような発言をすることと、真実を供述するように促すこととは全く関連しない。

### **（24） 10月28日の取調べの際、精神的に打撃を加え、尊厳を傷つけた言動**

10月28日の取調べにおいて、川村検察官は次のとおり発言した（乙4・H30.10.28・15時45分04秒～）。

「だからもう、無理なんですよ。傷を深めるだけなんすよ。あなたが弁護士資格に汲々とするってことは。あるいはなんか、思いつきの主張をね、する場を、得たいって思うことは。そんなものはな



いんだ。もう、ひたすら公判でも頭を下げて、いろんな人に迷惑かけましたと、弁護士として絶対やってはいけないことをやったし、弁護士全体のね、弁護士全体の、品位をね、おとしめるようなことになってしまったと。そういうふうに、泣きながら言うしかねえんだよ！」

これらの発言は、江口氏が公判において無罪主張を行うことを「思いつきの主張」と侮辱し、江口氏は公判廷において泣きながらひたすら頭を下げるというみじめな姿をさらす以外にとるべき行動はないと述べ、江口氏に無力感を抱かせるものである。さらに、「泣きながら言うしかねえんだ」と断定的な内容を口汚い口調で言い放つことで、江口氏に精神的な打撃を与え、深いところまで尊厳を傷つけるものである。このような発言が行われた取調べは、任意捜査として許される社会通念上相当な限度をはるかに逸脱したものであることは明らかであり、国賠法上違法である。

なお、被告はこの発言について、犯人隠避教唆という犯罪行為が弁護士資格に与える影響を自覚させ、真摯な反省に基づいて真実を供述するよう促す趣旨であると主張する。しかし、「思いつきの主張」「泣きながら言うしかねえんだよ」などの発言は、その内容においても、また口調や声量においても、江口氏に無力感を与え、精神的に打撃を加える言動であって、促しの趣旨の発言と評価することなど到底できない。

**(25) 10月28日の取調べの際、弁護士業務に関わるべきではないほどに資質がなかったと罵倒した言動について**

10月28日の取調べにおいて、川村検察官は次のとおり発言した(乙4・H30.10.28・15時56分20秒～)。

「やったこともそうだし、素質的にも、刑事弁護やる資格はないんすよ。刑事弁護だけじゃなくて、弁護士自体、資格がないんですよあなたには。なかったんですよ。それを実感できたでしょ？こうなってる。だから諦めてください、もう。無駄なんだから。あなたが無自覚なだけなんですよ」

この発言は、江口氏には刑事弁護どころか弁護士業自体に携わる素質がなかったと断定的に罵倒するものである。法律実務家である江口氏にとって、実務家としての素質や能力を否定されることは最も自身の尊厳を傷つけられる行為であった。さらに上記発言は、弁護士の素質のない江口氏が弁護士業に復帰しようとしても「無駄」だから諦めるべきだと述べ、無力感に陥らせようとするものである。このような発言が繰り返し行われた取調べは、任意捜査として許される社会通念上相当な限度を逸脱したものであることは明らかであり、国賠法上違法である。

なお、被告はこの発言について、犯人隠避教唆の悪質性を指摘して反省を促すとともに、弁護士資格に与える影響を自覚させ、真実を供述するよう促す趣旨であると主張する。しかし、弁護士業自体に携わる素質がなかったなどという人格否定と、真実の供述への促しとは全く関連性がない。

**(26) 11月1日の取調べの際、20年近く過去の中学時代の成績まであげつらって江口氏の能力不足を揶揄した言動について**

11月1日の取調べにおいて、川村検察官は次のとおり発言した（乙4・H30.11.1・14時24分25秒～）。

「あなたの中学校の成績見てたら、あんまり数学とか理科とか、理系的なものが得意じゃなかったみたいですねえ。本はたくさん読んでみたいけど。なんかちょっと、論理性がさあ、なんか、ずれてんだよなあ」

横浜地検は本件において、江口氏の母校である小学校（平成4～10年に在籍）及び中学校（平成10年～13年に在籍）から成績表を取り寄せたものであるが、本件被疑事実と小中学校時代の成績との間には関連性が皆無であるから、この成績表の入手は、それ自体が深刻な人権侵害である。ここではその問題点を措くとしても、川村検察官は上記発言において、約20年も前の成績の内容を江口氏にぶつけて、成績の悪かった科目のことをあげつらっている。このことは、被疑事実との関連性を認める余地が皆無であり、完全なる人格攻撃ないしハラズメントであ

る。このような発言が行われた取調べは、任意捜査として許される社会通念上相当な限度をはるかに逸脱したものであることは明らかであり、国賠法上違法である。

なお被告はこの発言について、真実を供述しない態度を改めないことの不合理性を指摘する趣旨であると主張する。しかし、中学時代の成績をあげつらう発言は、およそ供述に向けた意欲を引き出し得る内容ではなく、被告の主張は失当である。

**(27) 11月1日の取調べの際、江口氏が精神的に未成熟であり人格的な欠陥があると述べた言動について**

11月1日の取調べにおいて、川村検察官は次のとおり発言した（乙4・H30.11.1・20時38分22秒～）。

「もうさあ、そんな見え透いた嘘つくのやめましょうよ、恥ずかしいから。大人なんだからさ、子供じゃないんだから。子供みたいなんですよね、あなた見てると。社会性がやっぱり、ちょっと欠けてるんだよね、なんか」

これらの発言は、江口氏が精神的に未成熟な人間であると揶揄し、社会性が欠けているなどと人格に欠陥があると罵倒するものである。このような人格をあげつらう言動は、すでに多数回にわたって行われていたものであるが、川村検察官はこの日においても、上記発言により繰り返し江口氏の人格を否定したものである。このような発言が繰り返し行われた取調べは、任意捜査として許される社会通念上相当な限度を逸脱したものであることは明らかであり、国賠法上違法である。

なお、被告はこの発言について、逮捕前の取調べで虚偽の弁解をしたことを諫める趣旨であると主張する。しかし、上記発言は人格否定以外の評価などおよそできないものであり、諫める趣旨に解し得るものではない。

**(28) 11月1日の取調べの際、江口氏について嘘をつきやすい体質であり詐欺師的な類型の人間に片足を突っ込んでいると評した言動**

11月1日の取調べにおいて、川村検察官は次のとおり発言した（乙

4・H30.11.1・20時43分46秒～)。

「嘘に嘘重ねることになりますよ。もともと嘘つきやすい体質なんだから、あなたは。(中略) はっきり、取調べにおいてね、明確な嘘をつくのって、ちょっとやっぱり特殊な人が多いですよ。やっぱり詐欺師的な類型の人たちですよ。あなたもちょっとそこに片足突っ込んでると思うな」

この発言は、江口氏の人格に本来的な欠陥があり、さらには罪を犯しかねない人格に至っているなどと揶揄するものであり、明らかに江口氏の人格を否定する発言である。このような発言が繰り返し行われた取調べは、任意捜査として許される社会通念上相当な限度を逸脱したものであることは明らかであり、国賠法上違法である。

なお、被告はこの発言について、逮捕前の取調べで虚偽の弁解をしたことを諷める趣旨であると主張する。しかし、「もともと嘘つきやすい体質」や「詐欺師的な類型」などの人格攻撃を行うことは、諷める目的とは全く関連性がない。

**(29) 11月1日の取調べの際、「天然」「僕ちゃん」などと江口氏の人格を嘲笑し、尊厳を傷つけた言動**

11月1日の取調べにおいて、川村検察官は次のとおり発言した(乙4・H30.11.1・20時56分26秒～)。

「珍しいよ、こんなにあの、嘘が明確にばれる人っていうのも(笑い)。あの、笑っちゃって申し訳ないけど、ほんつとにそうっすよ。まあだから、ある意味、素直なのかもしれないね。天然、天然っていう言葉なのかもしれない。あーあれか、石川事務所の住所にこだわってたのも、まだ僕ちゃん所属してるぞみたいな、クビに、クビだっって言われてないからみたいな、なんか、そんなところなのかな?もしかして」

「天然」「僕ちゃん」という揶揄は、相手を心の底から見下し馬鹿にする、これ以上なく侮辱的な発言である。川村検察官の発言は江口氏の人

格を正面から否定するものである。このような発言が繰り返し行われた取調べは、任意捜査として許される社会通念上相当な限度をはるかに逸脱したものであることは明らかであり、国賠法上違法である。

なお、被告はこの発言について、逮捕前の取調べで虚偽の弁解をしたことを諫める趣旨であると主張する。しかし、人格否定を繰り返すことと、取調べにおける供述を諫めることとは全く関連性がない。

以上